Ⅲ. 指定整備関係通達等

1. 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(抜粋)

国自整第353号 令和2年4月1日 最終改正 国自整第77号 令和7年7月8日

物流・自動車局長

道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第79条による自 動車特定整備事業の認証申請、法第94条に基づく優良自動車整備事業者認定規則(昭 和 26 年運輸省令第 72 号) 第 3 条による優良自動車整備事業者の認定申請及び法第 94 条の2に基づく指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)第1条による 指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いのほか、法第 94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準 適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い、整備主任者に対する法第 91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修 の実施及び自動車検査員に対する指定自動車整備事業規則第 14 条に規定する研修の 実施等について、今般、別添のとおり、体系的に整理するとともに、新たに「自動車 整備事業の取扱い及び指導要領」として一本化し、令和2年4月1日から施行するこ ととしたので、自動車特定整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定及び指定自 動車整備事業の指定等に係る業務については、これにより取り扱うとともに、自動車 特定整備事業者、優良自動車整備事業者及び指定自動車整備事業者を指導されたい。 また、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」の制定に伴い、下記の通達について は廃止することとする。

なお、関係団体には別紙のとおり通知したので申し添える。

記

- 1. 自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指 導の要領について(依命通達)(平成14年7月1日付け国自整第63号)
- 2. 優良自動車整備事業者認定規則の運用について(依命通達)(昭和 42 年 1 月 21 日付け自整第 7 号)
- 3. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて (平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号)
- 4. 整備主任者の研修について(平成10年11月24日付け自整第187号)
- 5. 自動車検査員の研修実施要領について (平成 15 年 12 月 17 日付け国自整第 123 号)
- 6. 「指定自動車整備事業規則等の取扱について(依命通達)」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(依命通達)」の一部改正について(平成7年3月27日付け自整第62号)

自動車整備事業の取扱い及び指導要領

目次

- 第1節 用語の定義
- 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
- 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
- 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
- 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等
- 第6節 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法 とは、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)をいう。
- (3)「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則(昭和26年運輸省令第72号)をいう。
- (4)「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)をいう。
- (5)「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)をいう。
- (6) 「実施規程」とは、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和7年国土交通省告示第25号)をいう。
- (7) 「特定整備 | とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。
- (8)「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (9)「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (10)「大型車」とは、車両総重量 8トン以上、最大積載量 5トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。
- (11)「省力化機器」とは、以下に掲げるア〜ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。
 - ア 電動クレーン (動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。) 又はトランスミッション・ジャッキ (プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。)
 - イ ホイールドーリー (タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。)
 - ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ(機器の 名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作 業を行う工具を含む。)
- (12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。
- (13)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。

- (14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。
- (15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。
- (16)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第 71 号)の規定による自動車整備士をいう。
- (17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。
- (18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、 実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。
- (19)「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。
- (20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。
- (21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。
- (22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。

第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第79条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添1「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第94条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の 規定によるほか、別添2「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱う ものとする。

第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要額

- 1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。
- 2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。

第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

1 整備主任者研修の実施事項

法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号)による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項
- 2 自動車検査員研修の実施事項

法第94条の4に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車検査員に対する指定規則第14条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添5「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項
- 3 自動車検査員教習の実施事項 自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ① 自動車の検査方法
 - ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法
 - ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項
- 4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」(令和2年2月6日付け国自整第265号)により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業(電子制御装置整備に係る項目に限る。)に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

第6節 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

施行規則第62条の2の2第1項第9号に規定する訪問特定整備等事業者が満たすべき 要件等の取扱いについては、実施規程の規定によるほか、別添6「訪問特定整備等事業者 の要件に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

附則

- 1. 本規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2. 別紙 2 中種別 B 欄(電子制御装置点検整備作業場を除く。)の基準については、平成 8 年 6 月 30 日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者(事業場の位置を変更するものを除く。)にあっては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱について(依命通達)」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について(依命通達)」の一部改正に

ついて」(平成7年3月27日付け自整第62号)の改正前の種別B欄の基準とする。

- 3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号。以下「改正省令」という。) 附則第8条の規定において、法第94条第1項の規定による優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - (1) 令和3年10月1日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その結果の 通知を受けていないこと
 - (2) 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに優良自動車整備事業者の認定(優良自動車整備事業者認定規則第5条及び第6条に係る認定に限る。)を受けようとしていること
- 4. 改正省令附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - (1) 令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - (2) 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること
- 5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあっては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
- 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
- 7. 本規定の施行の際現に、平成 22 年 4 月 30 日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあっては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」(平成 7 年 3 月 27 日付け自技第 43 号、自整第 63 号)によりなお従前の例によるものとする。

附則(令和5年3月27日国自整第266号)

- 1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。
- 2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者(検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。)については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。
- 3. 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第66号。) 附 則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあっては、検査用スキャ ンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果につい

ての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

附則(令和7年3月31日国自整第232号)

本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あっては令和7年6月30日から施行する。

附則(令和7年7月8日国自整第77号)

- 1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、 当分の間、なお従前の例によることができる。
- 2. 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令(令和7年国土交通省令第82号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添6 第 2 3 (1) キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキャンツールを除く。

別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目次

- 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第4 エーミング作業を実施する場所
- 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示
- 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙 1によることとする。

第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差 し支えない。
- 3 自動車特定整備事業の屋内作業場に自動車整備作業に必要な機械及び車体整備作業に使用するフレーム修正機、埋込式固定治具又はレールが設置されている床面であって整備作業に支障がないと判断される場合には、施行規則第57条第3号に規定する床面とみなして差し支えない。
- 4 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 5 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用 しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備 のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外とする。
- 6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を 実施することができる。

- (1) 9 (2) に掲げる規模の作業場を有すること。
- (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
- 7 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い

事業場の所在地と所在地を異にする作業場(電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。)については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一

部として扱うことができる。

- 8 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用 次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業 者と共同使用することができる。
 - (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場(以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。)は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
 - (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての 事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備 作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
 - (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
 - (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。
- 9 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1) の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準			
州家とする日勤中の性魚	間口	奥行		
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	3メートル	11 メートル		
普通自動車(最大積載最が2トンを超えるもの又は乗車 定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除 く。)	3メートル	8メートル		
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5 メートル	6メートル		

普通自動車 (上三欄に掲げるものを除く。)	2.5 メートル	5.5 メートル
四輪の小型自動車	2.5 メートル	5.5 メートル
三輪の小型自動車	2.5 メートル	5.5 メートル
軽自動車	2メートル	3.5 メートル

第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- 1 定期点検整備作業に係る料金の掲示及びウェブサイトへの掲載
 - (1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示及び自ら管理するウェブサイト (事業者が自らの意思で掲載内容を変更できる自動車特定整備事業に関するホームページをいう。以下同じ。) における料金の掲載の内容は、次のとおりとする。
 - ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期 別の料金を記載したものであること。
 - イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。
 - (2) 料金の掲示は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置に掲示するとともに、 次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載すること。なお、 同一事業者で複数の事業場がある場合、一括してウェブサイトに掲載することができる。
 - ア 自動車特定整備事業者の整備事業に関わる全ての従業員の数が5人以下の場合
 - イ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを 記録した電磁的記録の提供
 - (1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。
 - (2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを 記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算 見積りの額を記載又は記録しておくこと。

3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者 (下請事業者を含む。)に依頼して行う場合を含む。 5 法第57条の2第1項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車 特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託するこ と。

7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあっては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

第5 自動車特定整備事業者の標識の途色及び表示

- 1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第89条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。
 - (1) 施行規則第20号様式備考(7)「施行規則第3条第1号から第7号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。
 - (2) (1) 以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。
- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第20号様式(自動車特定整備事業者の標識)の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備(運行補助装置に限る)」場合にあっては、「電子制御装置整備(自動運行装置を除く)」と表示すること。

別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

目次

- 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等
- 第2 指定自動車整備事業の指定基準
- 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等
- 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託(電子制御装置整備に限る。)
- 第5 自動車検査員の服務
- 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い
- 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙 3によることとする。

第2 指定自動車整備事業の指定基準

1 設備、技術及び管理組織

法第94条の2に基づく設備(自動車の検査の設備を除く。)、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙3の2により判定すること。

- (1) 法第48条第1項の点検に付随して行われる整備作業(施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。)の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。
- (2) 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
 - ア 機械工具及び計器類の種類及び数量 (別紙3の2により判定)
 - イ 機械工具及び計器類の機能及び精度
 - ウ 機械類の配列
 - エ 建家の構造及び配列
 - オ 作業場及び車両置場の面積(別紙3の2により判定)
 - カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境
 - キ 車両通路の確保
 - ク機械工具、計器類及び建家の管理状況
- (3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
 - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
 - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
 - ウ 定期点検の実施体制
 - エ 検査の実施体制

- オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況 (別紙3の2により判定)
- カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
- キ 使用部品の管理状況
- ク 機械工具及び計器類の活用状況
- ケ 整理、整とん
- コ 工員の経験年数及び作業態度
- サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
- シ 作業能率及びその向上対策
- (4) 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。
- (5) 工員の組織及び配置が合理的であること。
- (6) 整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の 数及びその工員中に占める割合(別紙3の2により判定)。
- (7) 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
 - ア 事業経営の態度
 - イ 事業場管理責任者の管理能力 (別紙3の2により判定)
 - ウ 保有する工員の数 (別紙3の2により判定)
 - エ 事業場の立地条件
 - オ 営業成績
 - カ 原価の管理状況
 - キ 財務の管理状況
 - ク 事業場の将来性
- (8) 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。

2 検査の設備

- (1) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検査を行うことが可能な範囲内のものであること。
- (2) 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。
- 3 検査の設備の共同使用

自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。
- (2) 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。

- (4) 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並び に検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものである こと。
- (5) 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

4 自動車検査員の兼任

自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあっては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。
- 5 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い
 - (1) 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
 - (2) 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。
- (2) 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分(自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。)をいう。
- (3) 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、 社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業 後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を 有していること。
- (4) 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。

また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される 法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規 則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても 差し支えない。 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託(電子制御装置整備に限る。)

指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部を 委託することができる。

この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

- (1) 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備の内容を把握すること
- (2) (1) で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと
- (3) (2) の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、(2) の整備の適切性等を確認すること
- (4) (3) の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること

第5 自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該 検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
- (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。

ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。

- (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」(平成11年法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
- (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、 検査作業の精度向上等について努力すること。

第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

- (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
- (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよ

う促すこと。

(3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。

目次

- 第1 用紙
- 第2 記載方法
- 第3 適合標章の表示
- 第4 用紙配布等
- 第5 交付状況の把握等

第1 用紙

(1) 保安基準適合証(限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。) 及び保安基準適合標章(以下「適合標章」という。) となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証 (控)	指定自動車整備事業者の交付控えとする。
	限定保安基準適合証 (控)	
中葉	保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
	限定保安基準適合証	
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

- (2) (1) の表中の各葉に、指定規則第1号様式及び第2号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。
- (3) (1) の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。
 - ア 指定規則第1号様式及び第2号様式(表面又は裏面)の端部に、マイクロ文字及び 製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷さ れていること。
 - イ 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
 - ウ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に 分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されているこ と。

第2 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証 (控)(限定保安基準適合証(控)として使用する場合を含む。以下「適合証(控)」という。) にボールペン等で記載すること。
- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者(以下「指定整備事業者」という。)に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとで、 別添3の3の第1 (1) と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自

動車検査員が署名及び押印すること。

ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。

- (5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。
- (6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。
 - ア 使用者
 - イ 乗車定員
 - ウ 最大積載量
 - エ 用途
 - 才 車両総重量
- (7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書(以下「保険証明書」という。)の保険期間(自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間)を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することで足りる。
- (8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。
- (9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (10) 適合標章 (表) の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。

第3 適合標章の表示

- (1)「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」(平成 20 年国土交通省令第 59 号) による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第 29 条の規定に注意すること。
 - ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。 この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号 の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる 位置まで下方にずらした位置。
 - イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
 - ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要 な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野 を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を 自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、 汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。
- (3) 第2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、 当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。
- (4) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

第4 用紙配布等

- (1) 各地方自動車整備振興会(以下「自動車整備振興会」という。) は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴(以下「適合証綴」という。) を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。
 - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
 - イ 配布台帳(別紙3の3及び別紙3の4)を作成すること。
 - ウ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳(別紙3の3)の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第1(3)アに規定する一連番号に関する情報を、記入すること。
 - エ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳(別紙3の3)の備考欄に 記入すること。
 - オ 適合証綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
 - (ア) 配布台帳(別紙3の4)に記入すること。
 - (4) 当該指定整備事業者の授受出納簿(第5(1)の規定に基づき作成されたもの(別紙3の5))の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印(振興会)欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

第5 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿(別紙3の5)を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。
- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
 - ア 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存しておくこと。
 - イ 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合 証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存しておくこと。

ウ 電算機により適合証又は適合標章の記載(自動車検査員の氏名及び印を除く。)を 行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用する ことは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確 実に編綴、保存すること。

別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

目次

- 第1 登録情報処理機関に提供する情報
- 第2 適合標章の用紙
- 第3 適合標章の記載方法
- 第4 適合標章の表示
- 第5 用紙配布等
- 第6 交付状況の把握等

第1 登録情報処理機関に提供する情報

法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報(以下「電子適合証」という。)は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。

ただし、法第16条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別添3の2の第2(3)と重複しない交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

法第94条の5第4項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

(6) 自動車検査員の氏名

法第94条の5第4項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該自動車 検査員の権限により入力を行うこと。

法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合、 点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の氏名とする。

- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所 予備検査にあっては所有者の氏名又は名称及び住所とする。
- (10)乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11)保険期間

保険証明書の保険期間(自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間)とする。 この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初 の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最 後の日とする。

(12) 当該指定整備事業者に付された指定番号に基づく整備工場コード

第2 適合標章の用紙

適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

- (1) 指定規則第2号様式の2 (表面又は裏面) の端部に、マイクロ文字及び製造者名並び に固有の一連番号が印刷されていること。
- (2) 表面に地紋が印刷されていること。

第3 適合標章の記載方法

- (1) 適合標章(表)の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
- (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (3) 適合標章(裏)には、第1(1)から(11)までと同一の情報をプリンタにより印字すること。この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。

第4 適合標章の表示

- (1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。
 - ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。 この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号 の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる 位置まで下方にずらした位置。
 - イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
 - ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要 な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野 を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。
- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を 自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、 汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。
- (3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

第5 用紙配布等

- (1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴(以下「適合標章綴」という。)を、 指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。

- ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
- イ 配布台帳(別紙3の6及び別紙3の7)を作成すること。
- ウ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押印し、配布台 帳(別紙3の6)の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第2(1)に規定する一 連番号に関する情報を、記入すること。
- エ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳(別紙3の6)の備考欄に記入すること。
- オ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
 - (ア) 配布台帳(別紙3の7)に記入すること。
 - (イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿(第6(1)の規定に基づき作成されたもの(別紙3の8))の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印(振興会)欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

第6 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿(別紙3の8)を作成し、適合標章綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、第1 (1) から (12) までの情報を2年間管理保存すること。
- (4) 法第94条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が第6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。
- (5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固有の識別番号 (ID) 及び暗証番号 (パスワード) 等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。
 - ア 指定整備事業者の事業場を管理する権限
 - イ 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限
 - ウ 電子適合証に係る情報を登録する権限
 - エ 自動車検査員に係る権限
 - オ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限
- (6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して、当該 適合標章を2年間保存すること。
- (7) 指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により 2年間保存すること。

別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

- 1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)
 - (1) 記載項目
 - ア 申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名
 - ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
 - エ 事業場の名称及び所在地
 - オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地(事業場と所在地を異にする場合に限る。)
 - カ 電子制御装置整備(施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。)を行う事業者 と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第3 条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地
 - キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
 - ク その他業務の範囲の限定
 - (2) 添付書面
 - ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書 面
 - イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し等申請者を特定できる書面
 - ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証(写し)等事業場の所在地を証する 書面
 - エ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
 - オ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
 - (ア) 設備の基準に係る事項 (施行規則第57条第1号から第5号まで)
 - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - d 部品整備作業場の面積
 - e 車両置場の間口、奥行
 - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
 - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
 - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式(一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。)、能力、数
 - i 工具の種類毎の名称、能力、数
 - j 作業場等平面図(作業場名(優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名)、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの)
 - k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基

準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器 具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試 験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、 自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

- 1 電子制御装置整備を行う事業場にあっては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係るものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面
- (4) 従業員に係る事項 (施行規則第57条第6号及び第7号) 整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員 の数
- カ 土地の使用に係る契約書 (離れた作業場を有する場合に限る。)
- 2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりと する。(法第 81 条から第 83 条まで)
 - (1) 記載項目
 - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
 - イ 事業場の名称及び所在地
 - ウ 届出に係る事項
 - エ 認証番号
 - (2) 添付書面
 - ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更 された事項を証する書面(法第81条第1項第1号)
 - イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員(新任及び解任)の氏 名及び役職名を記載した書面(法第81条第1項第2号)
 - ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 (2) ウの書面(法第81条第1項第3号)
 - エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(7)j及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面(法第81条第1項第4号)
 - オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面(法第81条第2項)
 - カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合 併及び分割の事実を証する書面(法第82条第2項)
 - キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面(法 第83条第2項)
- 3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(施 行規則第62条の2の2第2項)
 - (1) 記載項目
 - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
 - イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

- ウ 認証番号
- エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日
- オ 統括管理業務の開始日
- カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日
- (2) 添付書面
 - ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合(ウに掲げるものを除く。) には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証 明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第62条の2の2第1項第7号 に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し
 - イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合(ウに掲げるものを除く。)には、同規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)に合格していることを証する書面の写し
 - ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)にあっては、一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあっては、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し
- 4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。
 - ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名
 - イ 当該作業場の所在地
 - ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称 なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあっては、認証番号
 - エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し
 - オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面
- 5 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御装置整備(施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。)を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

- 1 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項 に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第2項)
 - (1) 記載事項
 - ア 申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 事業場の名称及び所在地
 - ウ 対象とする自動車の種類
 - エ その他業務の範囲の限定
 - オ 認証番号及び認証年月日
 - カ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類
 - キ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び装置の種類
 - ク 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定
 - ケ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあっては、受けている認定の種類及 で認定番号
 - コ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けていない者に あっては、次の事項
 - (ア) 実施している整備作業の範囲
 - (イ) 事業場管理責任者の氏名及び略歴
 - (ウ) 主任技術者の氏名及び略歴
 - (エ) 一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数
 - (2) 添付書面
 - ア 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面
 - イ 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロから二までに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
 - ウ 次の状況を記載した事業場平面図
 - (7) 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積
 - (イ) 自動車検査用機械器具の配置状況
 - エ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、 数
 - オ 指定規則第2条第1項第2号イ~リまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大 臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

2 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。

(指定規則第1条第2項第5号)

- ア 当該設備の管理責任者の氏名
- イ 当該設備の所在地
- ウ 当該設備の名称、型式及び数
- エ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面
- オ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称
- カ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の法第62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面
- キ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し
- ク 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積
- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合 の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)
 - ア 事業場の設備を記載した平面図
 - イ 作業工程図 (アに記載することでも差し支えない。)
 - ウ 整備用の主要な設備及び機器の配置図 (アに記載することでも差し支えない。)
 - エ 事業場組織図
 - オ 最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を定期点検整備、自動車検査に係る 整備及びその他の整備に分けて記載した書面
 - カ 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。 また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し 支えない。

新規設立会社の場合(前歴がない場合)	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社	経過説明書及び事業計画書
を設立した場合 (廃止新規申請の場合を含む。)	
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

キ 自動車検査の実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記載した書面 4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合であって、設備、技 術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない相続、 譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のと おりとする。

ただし、法第94条の3、第94条の4又は第94条の8に基づく処分を受けた場合(処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。)であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続 人が事業場管理責任者として業務を確実に行えると認められる場合には、事業場管理責任 者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

ア 1 (1) アからクまでの事項

- イ 指定番号
- (2) 添付書面
 - ア 1 (2) ア、イ及び3エ、カの書面
 - イ 指定規則第4条に基づく次の事項を記載した自動車検査員選任届
 - (ア) 選任しようとする自動車検査員の氏名及び生年月日
 - (4) 選任年月日
 - (ウ) 自動車検査員の要件が指定規則第4条第1項第1号の要件による者の場合
 - a 教習修了運輸局
 - b 教習修了年月日
 - c 教習修了書番号
 - (エ) 他の事業場の自動車検査員を兼任する場合には、次の事項を記載した書面
 - a 兼任する事業場の指定番号
 - b 兼任する事業場の名称
 - c 兼任する事業場の所在地
 - d 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間
 - e 当該兼任する事業場の最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面
 - ウ 法第94条の4第5項に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
 - エ 自動車検査員に選任されることへの同意書
- 5 指定規則第5条第1項及び第2項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第5条第1項及び第2項)
 - (1) 記載事項
 - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
 - イ 事業場の名称及び所在地
 - ウ 指定番号
 - (2) 添付書面
 - ア 4 (2) イからエまでの書面
 - イ 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当する者であることを記載した以下の書面
 - (7) (4) に定める者以外の者にあっては、自動車検査員教習修了証書(写し)、自動車検査員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等
 - (4) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の 規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、 かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者にあっては、 自動車検査員再教習修了証書(写し)
 - ウ 自動車検査員を解任する場合は、解任する自動車検査員の氏名及び解任年月日
- 6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)
 - (1) 記載事項
 - ア 5 (1) アからウまでの事項
 - イ 届出に係る事項

(2) 添付書面

- ア 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積の変更に係る届出の場合は、1 (2) ウの書面
- イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面
 - (7) 変更した自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数を記載した書面
 - (4) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1-1	工員数(対象自動車の種類 に大型車を含まない場合)		
1-1-2	工員数(対象自動車の種類に大型車を含む場合)	5人以上 ただし、各省力化機器すべて を保有し、合理的な管理体制 が適切に確保されているもの であって、次に掲げる①又は ②を満たす場合には、4人以 上 ①工員の処遇が適切に確保されていること ②工員の質が適切に確保されていること	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士 (自動車タイヤ整備士、 自動車電気装置整備士 及び自動車車体整備士 を除く。)の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する 整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表 第4の規定に基づく車両整備 作業場及び点検作業場の面積 以上	整備作業を行うための
1-4-2	電子制御装置点検整備作業 場(車両整備作業場及び点 検作業場と兼用している場 合を除く。)	©	
1-5	その他の作業場	0	機械加工、原動機、塗装、 鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現 車作業場面積
1-7	完成検査場	0	屋内
1-8	オイル・バケットポンプ	0	
1-9	ホイール・バランサ	Δ	ホイールへのタイヤ脱 着作業を行う事業場に あっては必要
1-10	フリー・ローラ		四輪の自動車を対象と する場合に限る(可搬 式のものであっても 可)。

1-11	ラジエータ・キャップ・テ	0	
	スタ		
1-12	電子計測機器	Δ	外部診断器等(電子制 御装置整備を行う場合 を除く。)
1-13	検車装置	0	検車台、ピット、リフ ト等
1-14	電動クレーン又はトランス	\Diamond	
	ミッション・ジャッキ		
1-15	ホイールドーリー	\Diamond	
1-16	増力装置付きシグナル式ト	\Diamond	
	ルクレンチ又はトルク設定		
	型インパクトレンチ		

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 - 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
 - 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
 - 4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す。

2 要員関係の基準の解釈

(1) 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に 関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次のアか らウまでの責務を負うものとする。

- ア事業計画の決定と執行に関すること。
- イ 事業場全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基 準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関すること。
- ウ 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

(2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、次のアから ウまでの責務を負うものとする。

- ア 従業員に対する整備技術の教育に関すること。
- イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
- ウ 設備機器の管理に関すること。

(3) 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工(指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。)、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する 事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができるこ ととする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

(4) 自動車工

シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次 に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不 可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年国土交通省告 示第 317 号)に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽 微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺 動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行う ことが合理的であ る軽微な交換又は 補充作業	 ・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充(交換は否) ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換(位置交換など)
点検又は検査時に 行うことが合理的 である軽微な調整 作業	・前照灯の照射方向の調整・アイドリング、CO・HC の調整・点火時期の調整・タイヤの空気圧の調整

(6) 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工(同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する(3) なお書きに規定する検査工を除く。)は、すべての業務を確実に実施することができると認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。

(7) 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。

また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

3 作業場等の基準の解釈

- (1) 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場
 - ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。
 - イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測 定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールにより行う検査を除く。)以外の検査 については、現車作業場で行って差し支えない。
- (2) その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

(3) 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されている

こと。

- イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。
- ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。
- エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。この場合において、法第75条第1項に基づき型式の指定を受けた自動車の製作者と同一の指定自動車整備事業にあっては、同条第4項に基づく検査の場所を含むものとする。
- オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御 装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差 し支えない。

また、(6) のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不 可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年国土交通省 告示第 317 号)に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽 微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び 摺動部への給油脂 ・増し締め
	 ・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充(交換は否) ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換(位置交換など) ・タイヤの空気圧の調整

(4) 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー 工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入するこ と。

(5) 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の 面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6) 作業場等の配置

各作業場(検査場等(電子制御装置点検整備作業場を除く。)を含む。)は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基

準に適合するようにすること。

4 整備完了車のできばえ

(1) 車検成績

法第62条に規定する継続検査等の実績における月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者(当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る。)が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であって、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数(小数点以下切り上げ)にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期間	月平均の持込台数
最近 2ヵ月	30 台 以上
〃 3ヵ月	20 台 ″
〃 4ヵ月	15 台 ″
〃 5ヵ月	12 台 ″
〃 6ヵ月	10台〃

別紙3の3 適合証綴配布台帳(元帳) 振興会用

	3	受	J	入	支	l	出		残			取
			綴	番号	綴 数	綴者	番号	綴 数	綴	番号	備考	取扱者印
1	寸	綴数	自	至	形效 致	自	至	形双 安义	自	至		印
12	15	1,000	1~	1000							全官報より	
12	16				10	1~	-10	900	11~	1000	○○指定工場へ	
"	11				15	111	~25	975	26~	- 11	n	

別紙3の4 適合証綴配布台帳(仕分帳)振興会用(指定整備工場ごととする)

		者及び 計の名称									排	定番号	1		
Ħ	付	綴 数	綴番自	子 至	備	考	受者 領印	日	付	綴 娄	を	番号至	備	考	受者領印
12	16	10	1	10							T				
2	1	20	101	120							\top				
3	1	30	601	630											
														·	
Т	Π														

別紙3の5 適合証綴授受出納簿 指定整備工場用

事	業場	の名称								指定番号	
		受	入			使	用		産		取扱者目
3	付	綴 数	綴者	番号	綴番号	適合	合証	標 章 交 付	残綴数	備考	振工
		放 级	自	至	放留万	交付	書損	交 付			興場場
12	16	15	11	25							
2	1				11	49	1	40	14		
3	1				12	48	2	45	13		
\Box											
4	_										+-
4	\dashv										
_											+

別紙3の6 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳(元帳)振興会用

	3	3	受	7	λ	支	ı	出		残			取
		級	数	綴者	肾号	級数	綴	番号	級 数	綴者	番号	備考	取扱者印
.1	+	形双	奴	自	至	秋 奴	自	至	7000 女人	自至		印	
12	15	1,00	00	1~1	1000							全官報より	
12	16					10	1~	-10	900	11~	1000	○○指定工場へ	
11	11					15	111	~25	975	26~	- 11	11	

別紙3の7 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳(仕分帳)振興会用(指定整備工場ごととする)

		者及び 易の名称										指定	番号			
日	付	綴 数	綴	番号 至	備	考	受者 領印	日	付	綴	数	綴番自	香号 至	備	考	受者領印
12	16	10	1	10												
2	1	20	101	120												
3	1	30	601	630												

別紙3の8 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

		者及び 湯の名称							指定番号			
		受	入		使用		743			取扱	者印	
日	付	⟨ØØ ¥/+	綴	昏号	级亚口	適	合標章	残綴数	備	考	振	I
		綴 数	自	至	綴番号	交付	印刷不良等	数			興会	工場
12	16	15	11	25								
2	1				11	49	1	14				
3	1				12	48	2	13				
\Box												
\Box												
_											\perp	
_												
					l	l			I			l

2. 指定整備記録簿の記載要領について

制 定 平成7年3月27日 自整第67号 最終改正 令和7年7月4日 国自整第87号

物流・自動車局自動車整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則(以下「指定規則」という。)第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要(道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」という)第3条に規定する電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合を含む。)及び交換した部品を記載すること。

この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に 替えることも差し支えないこととする。

なお、電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合にあっては、別紙の 記載例を参考に当該事業者名等を余白部に記載すること。

- 2.「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄(指定規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。)については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項(施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。)と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。
- 3. 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う検査の結果を記載すること。この場合において、別紙の記載例を参考に記載すること。
- 4. 「目視等による検査」の欄については、目視、ハンマ等を用いて行う検査結果を記載すること。
- 5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合に おいては、以下のように記載すること。
 - (1)「点検及び整備の概要等」の欄については、記1. によること。
 - (2)「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載する

- こと。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。
- (3)「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う点検の結果を記載すること。また、整備を実施した場合であって、検査用機械器具等を用いて検査したときにあっては、その結果を記載すること。これらの場合において、別紙の記載例を参考に記載すること。
- (4)「目視等による検査」の欄については、指定規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。
- 6. 第2項から第5項((1)を除く。)について、道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の作業分担及び検査の年月日を記載すること。

附則(令和7年7月4日国自整第87号)

1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。

- 1. 黒煙規制車の検査について
 - (1) 最初から視認により判断した場合



(2) 黒煙測定器を用いて判断した場合



(3) オパシメータを用いて判断した場合



(4) オパシメータを用いた測定においてスクリーニング基準値を超え、視認により判断した場合



別途、備考欄にオパシメータによる測定値[m-1]を明確に記載する。

- 2. オパシ規制車の検査について
 - (1) オパシメータを用いて判断した場合



前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 走行用前照灯の検査により判断した場合

	前 照	灯
取	右	左
付		
高		
さ	58 cm	58 cm
	工 上	下
光		
	5 cm	1 0 cm
	左・右	左・右
軸		
	1 5 cm	2 0 cm
	主×100	主×100
光		
	1 6 0 cd	1 6 0 cd
	副×100	副×100
度		
	cd	cd

- (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
- ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

		前照	灯			
取	右			方	Ē	
付	すれ違い。	J				
高						
5	5 8	cm		5	8	cm
	下		下			
光						
	1 0	cm		1	0	cm
	左・右		左	· 右		
軸						
	5	cm		2	0	cm
	主×100		主	× 100		
光						
		cd				cd
	副×100		副:	× 100		
度						
	8 0	cd		8	0	cd

- (注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。 (以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)
- (注)「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値 を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。 (以下、②及び③についても同じ。) ② スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合

	前 照	灯
取	右	左
付	すれ違い灯	
高		
5	58 cm	58 cm
	下	下
光	スクリーン	
	10 cm	1 0 cm
	左・右	左・右
軸		
	5 cm	2 0 cm
	主×100	主×100
光		
	cd	cd
	副×100	副×100
度		
	80 cd	8 0 cd

(注)「光軸」の欄に「スクリーン」と記入する。

③ カットオフラインが確認できない場合(レンズの表面にくもりがないものに限る)又は、カットオフ無しの場合(指定自動車等以外の自動車に限る)

- 23 -	物口(旧足口到半寸以)(0)口到半尺限(0)							
	前	照	灯					
取	右			左				
付	すれ違い灯							
高	カットオフ無し	,						
さ	5 8	cm		5 8	cm			
	下		下					
光								
	5	cm		5	cm			
	左・右		左	• 右				
軸								
	1 0	cm		1 0	cm			
	主×100		主	× 100				
光								
		cd			cd			
	副×100		副:	× 100				
度								
	8 0	cd		8 0	cd			

(注)「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

④カットオフラインの位置により判断した場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る)

	/ イグラブインの位置により刊聞した物日(二年							
	前 照	灯						
取	右	左						
付	すれ違い灯							
高	カットオフライン							
さ	58 cm	cm						
	下	下						
光								
	5-6 cm	cm						
	左・右	左・右						
軸								
	cm	cm						
	主×100	主×100						
光								
	cd	cd						
	副×100	副×100						
度								
	3 5 cd	cd						

- (注)「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。
- (注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「一」を挟んで記入する。

⑤カットオフラインの位置により判断した場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が 整うまでの間に検査するものに限る)

	, copini- KE / o oo/i-K o/							
	前照	灯						
取	右	左						
付	すれ違い灯							
高	特例ライン							
さ	58 cm	cm						
	下	下						
光								
	水平以下 cm	cm						
	左・右	左・右						
軸								
	cm	cm						
	主×100	主×100						
光								
	160 cd	cd						
	副×100	副×100						
度								
	4 5 cd	cd						
		<i>-</i>						

- (注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。
- (注)「光軸の上下」の欄に「水平以下」と記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量が除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

			1. 0011/ 118 XII C
	制	動力	
前	右	軸重	左右差
前	2800 N		200 N
軸			
	3000 N	595 kg	0.34 N/kg
前	右	軸重	左右差
後	N		N
軸	左		
	N	kg	N/kg
後	右	軸重	左右差
前	N	kg	N
軸	左		
	N	N/kg	N/kg
後	右	軸重	左右差
後	1600 N	440 kg	100 N
軸	左		
	1500 N	7. 04 N/kg	0. 23 N/kg
†	8900 N	車両重量	8.59 N/kg
動	2400 N	1035 kg	2.31 N/kg
	前軸 前後軸 後前軸 後後軸 十	前 右 2800 N	前 右 軸重 前 左 595 kg 前 右 軸重 後 五 N 検 右 N 前 Kg 検 右 N 検 A 中重 (後 右 中重 (後 右 中重 (後 右 中重 (後 右 440 kg 中 1500 N 7.04 N/kg + 8900 N 車両重量

(注)各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を前軸の「軸重」欄に記載する。

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の緩和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

		制	動	カ		
	前	右	軸重		左右差	
	前	1400 N			10	00 и
前	軸	左				
		1500 N		595 kg	0. 17	N/kg
	前	右	軸重		左右差	
軸	後	N				/ N
	軸	左	/			
		N		kg		N/kg
	後	右	軸重		左右差	
	前	N		kg		/ N
後	軸	左	/	7		
		N		N/kg		N/kg
	後	右	軸重		左右差	
軸	後	800 N	4	140 kg	10	00 и
	軸	左				

	700 N	3. 40 N/kg	0. 23 N/kg
		車両重量	湿
計	4400 N		4. 25 N/kg
手動	2400 N	1035 kg	2 . 31 N/kg

(注)制動力の総和を自動車の重量で 除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記 入する。

(3) 前軸の前車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

		制	動力	
	前	右	軸重	左右差
	前	1400 N		100 N
前	軸	左 全車輪口	ック	
		1500 N	595 kg	0.17 N/kg
	前	右	軸重	左右差
軸	後	N		N
	軸	左		
		N	kg	N/kg
	後	右	軸重	左右差
	前	N	kg	N
後	軸	左		
		N	N/kg	N/kg
	後	右	軸重	左右差
軸	後	800 N	440 kg	100 N
	軸	左		
		700 N	3. 40 N/kg	0. 23 N/kg
Ē	†	4400 N	車両重量	4. 25 N/kg
手	動	2400 N	1035 kg	2.31 N/kg

(注)ロックする直前の制動力を計測 し、該当する車軸欄に計測値を記 載するとともに、制動力計測値付近 に「全車輪ロック」と記入する

(4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

		制	動 力	
	前	右	軸重	左右差
	前	2800 N		200 N
前	軸	 左	-	
		3000 N	595 kg	0. 34 N/kg
	前	右	軸重	左右差
軸	後	N		N
	軸	左 /	-	
		N	kg	N/kg
	後	右	軸重	左右差
	前	N	kg	N

後	軸	左		
		N	N/kg	N/kg
	後	右	軸重	左右差
軸	後	1600 N	440 kg	100 N
	軸			
		1500 N	7. 04 N/kg	0. 23 N/kg
			車両重量	
青	†	8900 N		8.59 N/kg
		全車輪ロック		
手	動	1900 N	1035 kg	1.83 N/kg

(注)ロックする直前の制動力を 計測し、手動欄に計測値を記 入するとともに、制動力計測値 付近に「全車輪ロック」、推進軸 制動の場合は「推進軸ロック」 と記入する。

- (5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合
- ①主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
- ②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

走行テスト等	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認
の方法と結果	

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例

- ・外注先整備工場名(所在地):〇〇自動車整備工場(東京都千代田区霞が関2-1-3)
- ・外注した整備内容:フロントバンパ交換及びエーミング作業
- ·外注作業完了日:令和〇年〇月〇日
- ・外注部分できばえ確認:済(※できばえ確認のチェックは「レ」点でも可)

3. 自動車検査設備の共同使用における指定整備業務の取扱いについて

自整第23号 平成9年2月20日 改正国自整第269号 令和5年3月27日 自動車局整備課長

平成8年3月の「規制緩和推進計画の改定」により、指定自動車整備事業において、自ら検査施設を有しなくても別の工場の検査施設で検査を行えるよう措置を講ずるとされたところである。このため、道路運送車両法第94条の2第3項及び指定自動車整備事業規則(以下「規則」という。)第3条の規定に基づき共用設備を使用する指定自動車整備事業者(以下「特定指定自動車整備事業者」という。)における規則第8条の規定に基づく検査の実施方法等については、今後、下記に定める方法に従い行うよう関係事業者の指導に務められたい。

なお、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱いについて」(昭和 46 年自整第 92 号) は、平成 9 年 2 月 20 日限り廃止する。

記

1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法

ア. 第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械 器具を用いて検査を実施することになるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指 定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車 整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、 当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項につ いて、検査を実施すること。

第1表(指定自動車整備事業規則別表第二 - 装置に関する検査(その1))

(1)	かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスタ
(2)	制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ
(3)	自動車が発する騒音の大きさ	音量計
(4)	自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
(5)	自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
(6)	自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
(7)	自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
(8)	前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機
(9)	警音器の音の大きさ	音量計
(10)	速度計の指度の誤差	速度計試験機
(11)	速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機
(12)	車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール

- イ.全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。
- ウ. 第2表に掲げる装置について、き裂、がた、取付けのゆるみの有無等を検査用ハンマ等を用いて検 香を実施すること。

この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうか視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

第2表(指定自動車整備事業規則別表第二 - 装置に関する検査(その2))

(1)	動力伝達装置	(6)	燃料装置
(2)	走行装置	(7)	車枠及び車体
(3)	操縦装置	(8)	連結装置
(4)	制動装置	(9)	物品積載装置
(5)	緩衝装置	(10)	内圧容器及びその附属装置

エ. 第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。

第3表(指定自動車整備事業規則別表第二 - 装置に関する検査(その3))

(1)	原動機	(9)	指示装置
(2)	電気装置	(10)	視野を確保する装置
(3)	乗車装置	(11)	走行距離計その他の計器
(4)	前面ガラスその他の窓ガラス	(12)	防火装置
(5)	騒音防止装置	(13)	運行記録計
(6)	ばい煙等の発散防止装置	(14)	速度表示装置
(7)	灯火装置及び反射器	(15)	自動運行装置
(8)	警報装置		

オ. 特定指定自動車整備事業者は、ア.からエ.までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。

この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあっては、当該事業場における自動車 検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項についてのみの検査で差し支えない。

2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあっては、当該特定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。

3. 特定指定自動車整備事業者における自動車検査員は、共用設備を使用して検査を実施したときは、その都度、当該共用設備の管理責任者から、当該共用設備における自動車検査用機械器具を使用して検査を実施した旨の確認を受け、又は、当該共用設備に別記様式による「共用設備の使用管理台帳」を備え置き、当該共用設備の自動車検査用機械器具を使用して検査を実施した旨、検査を実施した自動車検査員自らが明確に記載すること。

なお、この「共用設備の使用管理台帳」は、管理責任者が適切に管理するとともに、記載してから2年間保存すること。(P84参照)

4. 共用設備における管理責任者は、当該共用設備の使用状況等について1日に一度、必ず確認すること。

別記様式

共用設備の使用管理台帳

使用日時	使用機器の 名 称 又 は 略 号	検査車両の登録 (車両)番号又は 車 台 番 号	事業場名 又は略号	自動車検査員 の 氏 名	管理責 任者の 確 認

- 備考 1 「使用機器の名称又は略号」欄について、略号を使用する場合は、その使用した検査用機器の全てが明確となるよう予め記号化するなどして統一しておくこと。
 - 2 「事業場名又は略号」欄について、略号を使用する場合は、各事業場の別が明確に なるよう記載すること。
 - 3 記載にあたっては、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載する こと。

4. 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて

自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日 最終改正 国自整第172号 国官参自保第392号 令和6年11月11日 自動車局整備課長 保障制度参事官室長

標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令第59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。

附則(令和6年11月11日国自整第172号、国官参自保第392号) 改正後の通達は、令和6年11月11日から施行する。

別紙

1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について「複写器」とは、 原形どおりに複写することができる器具をいう。

なお、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和5年国土交通省令第7号)第11条の方法より作成された自動車損害賠償責任保険証明書に係る電磁的記録に記録された事項を出力することにより作成された書面は、規則第1条の2第1号の方法によって作成したものに該当する。

- 2 規則第1条の2第2号について
 - (1)「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。
 - (2)「保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって 作成することをいう。

なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものとして扱って差し支えない。

- 3 規則第1条の2第3号について
 - (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項に規定する 損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。

- ・農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会
- (2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。
- (3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの(法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。)

- イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号(自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明 書番号)
- ロ 保険会社名 (責任共済の場合にあっては協同組合等名)

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者(又は共済契約者)が、責任保険(又は責任共済)の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

別記2 保険会社名略称表

旧 朝日火災海上保険株式会社

保険会社名	略称保	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D損保	全国共済農業協同組合連合会	JA全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上〇〇(都道府県名)本部	J A O O
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(〇〇(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	(都道府県名)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	○○○農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G 損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 AIU損害保険株式会社	AIU	北海道トラック交通共済協同組合	北卜交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
SBI損害保険株式会社	SBI	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
サ゛・ニュー・インテ゛ィア・ アシュアランス・ カンハ゜ニー・ リミテット゛	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
SOMPO ダイレクト損害保険株式会社	SOMPO ダイレクト	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡卜共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中卜交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九卜協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	SJNK	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb 損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
	1	11	

朝日

5. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と 自動車損害賠償責任保険の取扱いについて

自 保 第 2 6 5 号 自 整 第 2 8 5 号 自 技 第 1 0 1 2 号 昭和 48 年 11 月 12 日

改正 国官参自保第 807 号 国 自 整 第 3 5 7 号 平成 29 年 3 月 13 日

自動車交通局 保 障 課 長技術安全部技術企画課長技術安全部整備課長

指定自動車整備事業者は、自動車使用者から保安基準適合証及び保安基準適合標章(以下「適合証」という。)の交付の請求があった場合において、自動車使用者が提示した自動車損害賠償責任保険証明書(以下「保険証明書」という。)の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証(以下「検査証」という。)有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)第9条第7項の規定により適合証を交付してはならないこととなっている。

このため、適合証の有効期間(検査の日から 15 日間)の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新たに締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、12 ケ月(検査証有効期間が 1 年のもの)又は 24 ケ月(検査証有効期間が 2 年のもの)のときは、適合証の有効期間の最終の日に検査を申請した場合、更新される検査証有効期間の全部と重複しないものとなり、指定自動車整備事業者は自動車使用者に対し、1 ケ月の保険期間の追加を求めている。

この取扱いによるとき、自動車使用者から、旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行ったときは、保険期間を1ヶ月追加することなく検査証有効期間の更新がされるにもかかわらず、余分な負担を課すものであるとの論議が絶えない。

よって、これに対処するため、自動車使用者が検査の申請をした場合において提示された保険証明書の保険期間が、更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないときは、自賠法第9条第5項の規定により、検査証有効期間が更新されないことも勘案し、指定自動車整備事業者が適合証を自動車使用者に交付しようとする場合における保険証明書の保険期間の確認及び取扱いについては、下記によるよう指導されたい。

なお、本主旨は、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担を回避するためのものであり、指定自動車整備事業者における自賠責保険の確認義務を軽減するものではないので念のため申し添える。

1. 適合証の交付にかかわる保険期間の確認について

自動車使用者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき検査証有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日までに確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき検査証有効期間の全部と重複するものとして、適合証を交付することができる。

2. 適合証への記載等について

指定自動車整備事業者は、前記の取扱いを行ったときは、保安基準適合証及び保安基準適合証(控)の余白に別記様式による欄を設け、自動車使用者から当該指定自動車整備事業者に提示された保険証明書の保険期間のまま、当該適合証の提出により検査証有効期間を更新することができる最終の検査申請日(以下「最終日」という。)を明りょうに記載すること。

ただし、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、最終日を登録情報処理機関へ提供すること。

3. 自動車使用者に対する指導について

指定自動車整備事業者は、前記の取扱いにより適合証を自動車使用者に交付する際、当該保安基準適合証に記載した最終日までに検査の申請を行わないときは、当該使用者が提示した保険証明書の保険期間は、更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないものとして取り扱われ、最終日を過ぎて検査の更新を行う場合は、保険期間を1ヶ月分追加しなければならないことを明確に教示する等、検査証有効期間の更新手続が円滑に行われるための指導を自動車使用者に対し十分に行うこと。

4. 道路運送車両法第94条の8 (保安基準適合証の交付の停止等) の適用について

指定自動車整備事業者が前記の取扱いを行うに当り、次の事項に該当したときは同法第94条の8第1項第5号に違反するものとして、同法第94条の8(保安基準適合証の交付の停止等)の規定が適用される。

- (1) 保安基準適合証及び保安基準適合証(控)のいずれにも最終日を記載せず、適合証を交付したとき。
- (2) 道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供した場合であっても、最終日が登録情報処理機関へ提供されなかったとき。
- (3) 適合証等の記載された最終日において、記入されるべき検査証有効期間と保険期間が重複しないとき。

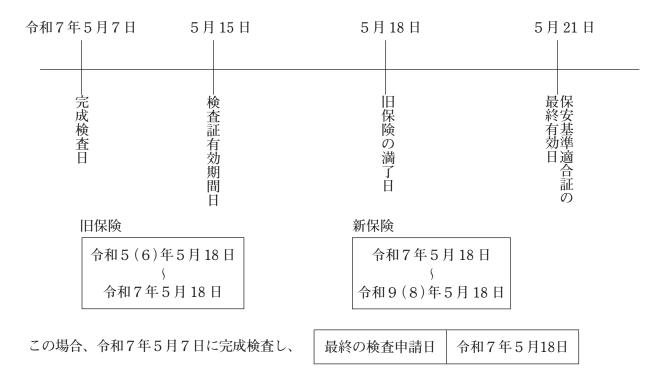
別記

最終の検査申請日 年 月 日

附則(平成29年3月13日 国官参自保第807号、国自整第357号)

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

「例」



と適合証の所定の箇所に黒書きすることにより、保険証有効期間が完成検査の日から 15 日間と検査証の有効期間1年又は2年、に満たないとき(例示の場合)でも、適合証が交付できる。なおこの場合の標章の有効期間は検査の日から 15 日間なので間違えないようにすること。

6. 指定自動車整備事業関係業務処理要領

制 定 昭和59年7月1日 近運達甲第8号の4 最終改正 令和7年8月1日 近運達甲第6号 近畿運輸局長

第1条 (規定する範囲)

指定自動車整備事業の指定(以下「指定」という。)関係の事務処理等については、道路運送車両法(以下「法」という。)、指定自動車整備事業規則(以下「規則」という。)及び関係通達によるほかこの要領によるものとする。

第2条(指定の申請)

規則第1条第1項の規定による申請書(以下「指定申請書」という。)は、第1号様式による。

- 2 前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書面を添付すること。ただし、優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあっては(3)(4)(7)(9)(10)の書面の添付は要しない(特殊整備工場の認定のみを受けている場合は、(4)自動車検査の実績を記載した書面を除く)。
 - (1) 法第94条の2第2項において準用する第80条第1項第2号ロから二までに該当しないことを 信じさせるにたる宣誓書(第1号様式)
 - (2) 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面(第5号様式)
 - (3) 事業場組織図 (第6号様式) 及び工員名簿 (第6号様式の2)
 - (4) 最近3ヶ月間における月平均の車種別整備(自動車検査・定期点検・その他)実績及び自動車検 査の実績を記載した書面(第1号様式)
 - (5) 事業場施設及び機器一覧表 (第1号様式)
 - (6) 自動車検査用機器基準適合性試験成績表又は自動車検査用機器校正結果証明書等の写
 - (7) 事業場平面図
 - (8) 完成検査場平面図
 - (9) 作業工程図
 - (10) 貸借対照表 (第7号様式) 及び損益計算書 (第8号様式) 若しくは決算報告書又は所得税確定申告書 (貸借対照表の記載があるもの。)等の写

また、次に掲げる場合にあっては、各々の書面に代えて差し支えない。

- ① 新規設立会社の場合(前歴がない場合) 最近6ヶ月間の仮決算書
- ② 一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合 経過説明書及び事業計画書
- ③ 合併した場合経過説明書及び事業計画書
- ④ 事業協同組合等の場合事業計画書
- (11) その他必要と認める書面

- 3 法第94条の2第3項の規定による検査設備を共同使用する場合には、前項に掲げる書面のほか、 次の各号に掲げる書面を添付すること。
 - (1) 共用設備にかかる管理責任者の氏名、所在地を記載した書面(第1号様式)
 - (2) 共用設備の名称、型式及び数(第1号様式)
 - (3) 共用設備の使用に関する契約書の写
 - (4) 共用設備のある事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別の法第62条に規定する継続検査 等に係る整備実績を記載した書面(第1号様式)
 - (5) 共用設備のある事業場に附置される車両置場の位置及び面積を記載した事業場平面図
 - (6) 共用設備の管理規定及び機器等取扱点検要領の写
 - (7) その他必要と認める書面
- 4 指定自動車整備事業において、相続、譲渡等の理由により、従前の設備、技術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない状態で事業を継承し新たに指定を取得しようとする場合(以下「廃止新規」という。)における申請は、指定申請書及び次に掲げる書面の添付で差し支えない。

ただし、法第94条の3、第94条の4又は第94条の8に基づく処分を受けた場合(処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。)であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定は適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業 場管理責任者として業務を確実に遂行できると認められる場合には、事業場管理責任者の変更がな いものとみなす。

- (1) 法第94条の2第2項において準用する第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書(第1号様式)
- (2) 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面(第5号様式)
- (3) 事業場組織図 (第6号様式) 及び工員名簿 (第6号様式の2)
- (4) 貸借対照表 (第7号様式) 及び損益計算書 (第8号様式) 又は事業計画書
- (5) 経過説明書
- (6) 自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(自動車特定整備事業関係業務処理要領第2号様式) の写
- (7) その他必要と認める書面
- 5 指定の申請(第3条第2項の申請を除く)に係る必要書面は「指定自動車整備事業等申請添付書面一覧表」(別紙1)を参考にすること。

第3条(指定に係る変更等)

指定を受けた事業場の自動車特定整備事業の種類の全部を廃止し、その他の種類の事業に係る自動車特定整備事業の認証及び指定を受けようとする場合における申請については、前条を準用する。

- 2 指定の対象である自動車の種類、指定を受けた業務の範囲の限定又は指定を受けた事業場の自動 車特定整備事業の種類を変更しようとするときは、前条を準用する。
- 3 第1項の申請をしたときは、第5条の届出を行うこと。
- 4 指定の変更等に係る必要書面は、「指定自動車整備事業関係業務変更等一覧表」(別紙2) を参考

にすること。

第4条(指定の変更届等)

規則第11条の規定による変更の届出は、第2号様式によるものとし、第2条第2項(第5号から 第8号まで)及び第3項を準用する。

第5条(指定の廃止届等)

法第94条の9において準用する法第81条第2項の規定による廃止をしたときの届出は、第3号様式によるものとし、指定書を返納すること。

第6条(自動車検査員の選任等)

規則第5条の規定による自動車検査員の選任の届出は、第4号様式に次の各号の何れかを添付するものとする。

- (1) (2) に定める者以外の者にあっては、自動車検査員教習修了証書の写し、自動車検査員教習修了 証明書写し、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等。
- (2) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者にあっては、自動車検査員再教習修了証書写し。
- (3) 同一の指定自動車整備事業者の他の事業場を兼任する場合には、兼任する全ての事業場の事業場 組織図(第6号様式)及び工員名簿(第6号様式の2)。

なお、他の事業場の自動車検査員を兼任する場合にあっては、兼任する事業場全ての最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績を第4号様式に記載すること。

また、兼任自動車検査員を工員の数に含める場合(1事業場内1名に限る。)にあっては、事業 場組織図及び工員名簿にその旨を記載すること。

2 自動車検査員の選任は、1事業場について複数名選任することを妨げない。

第7条(自動車検査員の権限等)

指定自動車整備事業者は、法第94条の5に規定する保安基準適合証及び保安基準適合標章(以下「適合証等」という。)、法第94条の5の2に規定する限定保安基準適合証(以下「限定適合証」という。)の交付に係る業務を厳正かつ適正に実施するため、自動車検査員に必要な権限を与えるとともに、管理組織、自動車検査員の職務及び必要な権限等、指定整備事業の実施に関する規程(以下「指定整備取扱規程等」という。)を定めるものとする。

第8条(自動車検査員の教習等)

規則第4条第1項の規定による自動車検査員の教習は、自動車検査員教習実施要領に基づき、年 1回以上実施場所、期日、実施事項等を別に定めて行う。

第9条(自動車検査員の研修)

規則第14条の規定による自動車検査員の研修は、自動車検査員研修実施要領に基づき、運輸支局 長又は神戸運輸監理部長(以下「運輸支局長等」という。)が年1回以上実施場所、期日、実施事項 等を別に定めて行う。

2 未選任の自動車検査員資格者についての研修も、前項に準じて実施することができる。

第10条(自動車検査員等の変更届)

規則第5条第3項の規定による変更の届出は、第4号様式によること。

第11条 (印鑑の管理等)

適合証等及び限定適合証に使用する印鑑は、指定整備取扱規程に明確に定めること。 なお、印鑑を変更したときも同様とする。

2 共用設備の事業場の管理責任者が共用設備の使用証明に使用する印鑑は、前項に準じ指定整備取 扱規程に明確に定めること。

なお、管理責任者の氏名及び印鑑に変更があったときにも同様とする。

第12条 (適合証等交付台帳等)

指定自動車整備事業者は、法第94条の5第1項又は法第94条の5の2第1項の規定により適合 証等又は限定適合証を交付したときは、交付状況を明確に把握するため、適合証等交付台帳(第9 号様式)を備え付け、必要事項を記載するとともに、適合証等及び限定適合証となるべき用紙の綴り(交付した控えを含む。以下「適合証綴」という。)の保存期間と重複するよう保存しなければならない。

なお、限定適合証を交付したときは、適合証等交付台帳の保安基準適合証の番号付近に「限定」 と付記し、第13条第4項の取扱いをしたときは「⑪」と付記すること。

第12条の2 (電子適合証等交付台帳)

指定自動車整備事業者は、法第94条の5第1項又は法第94条の5の2第1項の規定による適合 証等又は限定適合証の交付に代えて、法第94条の5第2項又は法第94条の5の2第2項の規定に より適合証等又は限定適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したと きは、交付状況を明確に把握するため、電子適合証等交付台帳により管理し、事業場ごとに登録情 報処理機関に提供した情報(以下法第94条の5第2項の規定により提供した情報を「電子適合証」、 法第94条の5の2第2項の規定により提供した情報を「電子限定適合証」という。)が登録情報処 理機関に保存されている期間と重複する期間、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。

- 2 電子適合証等交付台帳には、次の各号に掲げる情報を記載すること。
 - (1) 電子適合証又は電子限定適合証の番号
 - (2) 自動車登録番号、車両番号又は車台番号
 - (3) 完成検査年月日
 - (4) 完成検査を実施した自動車検査員名
 - (5) 電子適合証又は電子限定適合証の交付年月日
 - (6) 電子適合証又は電子限定適合証の交付者

第13条 (適合証等及び限定適合証の記載等)

法第94条の5第1項又は法第94条の5の2第1項の規定により交付する適合証等及び限定適合 証の記載等は、次の各号によること。

- (1) 適合証等の番号は、原則、適合証等の交付順に暦年又は年度ごとに、次条第1項第1号の番号と 重複しない一連番号を記載すること。
- (2) 適合証等の自動車検査員の記名は、署名によること。
- 2 適合証等及び限定適合証は、適合証綴から切り離すことなく、編綴したまま順次使用し、当該適合証綴の使用を終了した日から2年間保存すること。

ただし、電算機による適合証等の交付を行う場合であって、一時的に適合証綴から適合証等及び

限定適合証を切り離す必要があるときは、あらかじめ適合証等及び限定適合証に印刷された固有の一連番号をすべて確認するとともに、散逸防止のための必要な措置を講じ、適合証綴の使用を終了した時点で確実に編綴すること。

- **3** 保安基準適合証を交付しても保安基準適合標章を交付しないときは、当該標章の表面を朱抹した うえ適合証綴から切り離すことなく保存すること。
- 5 限定適合証を交付する場合は、保安基準適合証の標題部分について、文字を抹消する又は○で囲 うなどして、限定適合証であることがわかるように交付すること。
- 6 適合証等及び限定適合証を再交付する場合は、次の各号による。
 - (1) 適合証等、限定適合証及び適合証控の番号欄付近に「再交付」及び「旧適合証番号」を朱書きすること。
 - (2) 前号により再交付しなかった適合証又は適合標章は、第3項の適合標章に準じた処理を行うこと。
- 7 適合証等及び限定適合証を書損じ等により交付しない場合は、再使用できないよう朱抹し、適合 証控とともに適合証綴に編綴し、保存すること。

第13条の2 (電子適合証又は電子限定適合証の記載等)

電子適合証又は電子限定適合証の記載等は、次によること。

- (1) 電子適合証又は電子限定適合証の番号は、原則、電子適合証及び電子限定適合証の交付順に暦年 又は年度ごとに、前条第1項第1号の番号と重複しない一連番号を記載すること。
- 2 指定整備事業者は、電子適合証をもとに交付する適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面 を朱抹して、当該適合標章を2年間保存すること。

第14条 (共用設備の使用証明等)

特定指定自動車整備工場の自動車検査員は、共同使用の契約をした検査設備を使用したときは、 その都度指定整備記録簿に共用設備事業場の管理責任者の証明を受けること。

ただし、共用設備事業場の管理責任者が不在の場合にあっては、共用設備の使用管理台帳(第 10 号様式)に当該共用設備の検査用機器を使用して検査を実施した旨、検査を実施した自動車検査員自ら明確に記載すること。

また、共用設備事業場の管理責任者は、使用管理台帳を適切に管理するとともに、記載があった 日から2年間保存すること。なお、当該共用設備の使用状況等について1日に一度、必ず確認する こと。

- 2 前項の証明は、指定整備記録簿の余白部分に、次の各号により証明すること。
 - (1) 管理責任者が記名し、指定整備取扱規程に定める印鑑を押印すること。
 - (2) 前項、ただし書による措置をしたときは、管理責任者の記名欄に自動車検査員が記名し、指定整備取扱規程に定める印鑑を押印すること。
 - (3) 証明の様式は、次の例による。

下記の検査機器を使用したことを証明する。

1. ブレーキ・テスタ

3. 音量計(騒音計)

5. 前照灯試験機

7. 炭化水素測定器

9. オパシメータ

2. 速度計試験機

4. サイドスリップ・テスタ

6. 一酸化炭素測定器

8. 黒煙測定器

10. 検査用スキャンツール

年 月 日 管理責任者氏名(記名)

钔

※ 使用した検査機器の番号欄に○印を付すこと。また、前号にかかわらず、氏名を記載し、 押印することに代えて、署名することができる。

第15条 (整備作業の委託)

(削除)

第16条 (申請書等の提出)

指定申請書及び変更届出書等(以下「申請書等」という。)の提出は、事業場の所在地を管轄する運輸 支局長等を経由して行うこと。

なお、申請に係る手数料は、手数料納付書(第11号様式)に貼付すること。

第17条 (申請書等の審査)

申請書等の審査は、提出された書面の記載内容等の確認を行い、次の各号に掲げる事項について、 書面または実地調査により審査を行うこと。

- (1) 「依命通達 | 別添3第2指定自動車整備事業の指定基準 (以下「指定基準」という。) 1の適合状況
- (2) 規則第2条の基準による検査場の位置、構造及び検査用機器の配置等の適合状況及び前号の指定 基準2の適合状況
- (3) 検査用機器の保守管理状況
- (4) 自動車検査員の選任、検査実施状況及び自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合は、指定基準4の兼任の適合状況
- (5) 適合証等の交付に係る業務の実施及び管理状況
- (6) 最近における整備結果の恒常性の良否
- (7) 法令及び通達の遵守状況
- (8) 事業経営の状況
- (9) その他必要と認める事項
- 2 検査の設備を共同使用する場合は、前項のほか次の各号に掲げる事項について審査を行うこと。
 - (1) 共用設備の使用権の有無
 - (2) 共用設備事業場の管理責任者の選任状況
 - (3) 指定基準3の共同使用の適合状況
 - (4) 共用設備を使用したことの確認方法等の状況

第18条 (申請書等の進達)

運輸支局長等は、申請書等の提出があった場合、前条各号について必要な事項の審査を行ったうえで意見を付して運輸局長に進達すること。

第19条(指定書の交付等)

運輸局長は、指定自動車整備事業の指定をしたときは指定番号を定め、運輸支局長等を経由して 指定書(第12号様式)を申請者に交付する。

- 2 前項の指定番号は、次の各号を順列させることにより行う。
 - (1) 近指
 - (2) 府県名頭文字
 - (3) 府県別一連番号
- 3 廃止新規の取扱いを行った場合の指定番号は、従前の番号の末尾に「A」の記号を付すこと。 また、この取扱いを行った後、更に廃止新規の取扱いを行った場合の指定番号の末尾に付す記号は、 「B」、「C」、「D」の例により順次変更すること。
- 4 棄損、汚損、紛失等による指定書の再交付は、指定書再交付申請書(第 13 号様式)の提出により 行うこと。

第20条 (監査)

指定自動車整備事業者の監査は、別に定める「自動車整備事業者監査要領」に基づき実施すること。

附 則

- 1 この要領は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。
 - ただし、第12条後段の規定は、昭和60年1月1日から実施する。
- 2 この要領の制定にともない、昭和 43 年 12 月 10 日付け大陸達甲第 7 号「指定自動車整備事業関係業務処理要領」(以下「旧要領」という。) は、廃止する。
- 3 この要領の実施の際、旧要領により、指定を受けた者は、この要領により指定を受けた者とみなす。
- **4** 旧要領の様式による申請書用紙は、この要領のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なお、 これを使用することができる。
- 5 旧要領第5条第2項に定められた指定自動車整備事業の指定番号は、この要領の規定にかかわらず、なお、従前の例とする。

附 則

1. 本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1. 本改正規定は、令和7年8月1日から施行する。

ただし、本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

指定自動車整備事業等申請添付書面一覧表

	書 類 の 名 称 等	إ	指定	=	Ē	認定	2	備	考
	音 規 の 石 柳 寺	Α	В	С	Α	В	С	1VĦ	4 5
1.	指定自動車整備事業の指定新規申請書(第1号様式)	0	0	0					
2.	優良自動車整備事業者認定申請書(第1号様式)				0	0	0		
3.	申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の写し、個人番号カードの写し等	0	0		0	0	0		
4.	法第94条の2第2項において準用する第80条第1項第2号に該 当しないことの宣誓書(第1号様式)	0	0						
5.	自動車検査員(選任・変更)届出書(第4号様式)	0	0	0				1	
6.	申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面 (第5号様式)	0	0	0	0	0	0		
7.	自動車検査員教習修了証書の写	0	0	0				i	
8.	事業場組織図(第6号様式)及び工員名簿(第6号様式の2)	0	0	0	0	0	0	1	
9.	最近3ヶ月間における月平均の車種別整備(車検・定期点検・その他)実績及び車検実績を記載した書面(第1号様式)	0			0				
10.	.事業場施設及び機器一覧表(第1号様式)	0		П	0	П	\Box	ĺ	
11.	自動車検査用機器基準適合性試験成績表又は自動車検査用機 器校正結果証明書等の写	0							
	事業場平面図	0		Г	0		П	1	
13.	完成検査場平面図	0						í <u> </u>	
14.	作業工程図	0			0			1	
15.	. 貸借対照表(第7号様式)及び損益計算書(第8号様式)	0	0		0	0			
16.	決算報告書又は所得税確定申告書(賃借対照表の記載があるもの)等の写	Δ			Δ				
	経過説明書	\Box	0			0		í <u> </u>	
18.	事業計画書		Δ			Δ			
19.	.共用設備に係る事項を記載した書面(第1号様式)	0						1	
20.	共用設備の使用に関する契約書の写	0	0	0				1	
21.	共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実 績を記載した書面(第1号様式)	0							
22.	# 田記供に附署された東西署場の位署第七記載した東業場立両	0							
23.	共用設備事業場の管理規定及び検査機器取扱要領・点検要領 の写	0							
24.	その他必要と認める書面	0	0	0	0	0	0	1	

- 注 1. Aは新規申請、Bは廃止新規申請、Cは組織変更に伴う変更届。 ◎は、特定指定を示す。
 - 2. 認定関係の申請において、様式中特にことわりのないものは、指定自動車整備事業関係業務処理要領に定める様式を使用すること。
 - 3. 新規申請の△は、賃借対照表及び損益計算書に代えて決算報告書又は所得税確定申告書等の 写を提出することができる。
 - 4. 廃止新規申請の△は、賃借対照表及び損益計算書に代えて事業計画を提出することができる。
 - 5. 同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任を受ける事業場全ての最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績を第4号様式に記載すること。

近畿運輸局自動車技術安全部

							-		-					-	
	-	2	က	4	2	9	7	8	9 10	11	12	13	41	15	血
変更内容	事の・ 業氏名 者名称	事業者 日本	華の 名 を を で で	・野女婦・野女婦	で を を を を の の の の の の の の の の の の の	検機具称式 査械のv・晶用器名型数 支動	対象自 動車の 種類 原 原	業務の 検補範囲の 機制限定 具の関定 目の 同様 同様 問題	検査用 機械器 機械器 機械器 回使用 同使用 同使用 間体 関始 解験	活器 ・	画画 画画 画画 画画 画画 画画 画画	整徴のは、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	を しょう ない ない はい	乗車 の 選の 選・ 単 発 出	注は、下樋の樋外を参照すること。 この表は特殊認定を除く。
	刊	九		世 2	世世		の対			رم ا		5世		开7	
開係為通	指第第 認第第22 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	指策策 5.5.5 既条屈 本後級 1990年	指策策 認策策 3.2.2 2.6 0.1 2.4 2.4 2.4 3.3 3.4 3.4 3.4 3.4 3.4 3.4 3.4 3.4 3	- 6 - 6 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	には 15 mm	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 2 二 1 二 1 二 1		茄 紙		#無無 3.5.5 まかば、	 	院 院 6 - 武 条 臣	認無無 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	6	指規 ⇒ 指定自動車整備事業規則認規 ⇒ 優良自動車整備事業者認定規 ⇒ 規則
届出書類 第一次 中国 中国 中国 (1 年 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 3 年 3 年 4 年 3 年 4 年 3 年 4 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	第	, FIIIV	2 争	7	C	C			(က	第3号	4 号	○ は、特定指定工場側が届出るこ
11人口が十五階十六七八八四日 1157、ガーンネーンでで、優良自動車整備事業の変更届出書(第2号様式)	0		0	0))					0	0	0	と。 1
自動車検査員(選任・変更)届出書(第4号様式)	0	0	0	0					<u> </u>	0	•				が届出ること。
事業場組織図(第6号様式)、工員名簿(第6号様式の2)							0	0			● 5 世				
最近3カ月間における月平均の車種別整備実績の記載 (第2号様式)									©		● 世				
屋内作業場等の面積、検査用機械機器具の記載 (第2号様式)					0	0		0	0				6拱()		
自動車検査機器基準適合性試験成績表又は自動 車検査用機器校正結果証明書等の(写)						0		9	©						
事業場平面図				0	0		O 注 8 0	8卅〇				0		0	
完成検査場平面図				0	0	0	O 思 数 O	◎ 	<u></u>						
共用設備事業場に係る事項の記載 (第2号様式)								9	©						
共用施設の使用契約書(写)								9	0						
その他必要と認められる書面(謄本・住民票)	0	0	0	0						0					
								:							

世共

認証と同時処理とすること。 位置の変更は、原則として現地確認を行うこと。(軽微な位置変更等、現地確認をしなかった場合は、 写真を添付すること。) 軽の追加は、昭和47年自整第250号通達によること。 機器取扱要領、機器点検要領、共用設備の管理規定、車両置場の位置・面積を記載した書面を添付すること。 第2号様式備考欄に共同使用解除年月日を明記する。 第2号様式備考欄に共同使用解除年月日を明記する。 注注注注

注7 認証の変更(屋内作業場など)を伴う場合は、同時処理とする。 注8 対象自動車の拡大、業務範囲の限定解除の場合には、添付すること。 注9 認定の場合は、優良自動車整備事業者認定要領第2号様式によること。 注10 兼任自動車検査員を工員の数に含める(1事業場1名に限る。)場合には、事業場組織図及 び工員名簿にその旨を記載すること。 注11 検査員の兼任については、第4号様式に記載すること。

指	定	番	号			
指	定年	F 月	日	年	月	日

(注)担当官記載欄

指定自動車整備事業の指定新規申請書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。

- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)
- (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
1 117 11 - 12/21	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

1-① 対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

の一人がとうも自身中の巨魚人の木切の範囲の民た						
	普通自動車 (大型)	小型四輪自動車				
出会点科書の従編	普通自動車 (中型)	小型三輪自動車				
対象自動車の種類 の別	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車				
V J Ail	普通自動車 (乗用)	軽自動車				
	大型特殊自動車					
	軽油を燃料とする自動車を除	<				
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く				
の別	カタピラ付大型特殊自動車に	限る				
	その他()				

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 宣誓書

道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項	チェック欄	
第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。		

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

1-③ 自動車特定整備事業関係

認証番号							
自動車特定		普通自動車特定整備事業	認証年月日	年 月	日		
整備事業の		小型自動車特定整備事業	認証年月日	年 月	日		
種類の別		軽自動車特定整備事業	認証年月日	年 月	日		
	普通(大型)	全て・分解整備 [全 原 動 走	操 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
	普通(中型)	全て・分解整備 [全 原 動 走	操 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
	普通(小型)	全て・分解整備 [全 原 動 走	操 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
対象自動車	普通(乗用)	全て・分解整備 [全 原 動 走	操 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
の種類、整備及び装置	大型特殊	分解整備 [全 原 動 走 操 制	制緩連]				
の種類の別	小型四輪	全て・分解整備 [全 原 動 走	操 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
	小型三輪	全て・分解整備 [全 原 動 走	操制緩連]・電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
	小型二輪	分解整備 [全 原 動 走 操 制 編	緩 連]				
	軽	全て・分解整備 [全 原 動 走	操 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行 〕	軍行補助]		
		軽油を燃料とする原動機を	除く				
業務の範囲		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く					
の限定の別		カタピラ付大型特殊自動車	に限る				
		その他()			

- (注)自動車特定整備事業の種類及び業務の範囲の限定は、□枠内の該当するものに○を記載すること。
- (注)対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- (注)「自動運行」(自動運行装置)には、「運行補助」(運行補助装置)を含む。

1-④ 優良自動車整備事業者の認定関係

認定番号				
初与の種類		一種整備工場	二種整備工場	
認定の種類 の別	特殊整備	車体一種	車体二種	原動機
V > 2/3/1	工場	電気装置	タイヤ	

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-⑤ 実施している整備作業の範囲

実施している
整備作業の範囲

2-① 事業場管理責任者及び主任技術者の氏名及び略歴

事業場管理責任者	氏名	整備実務年数	実務年数	職制
		年	年	
主任技術者	氏名	整備実務年数	実務年数	職制
		年	年	

⁽注)実務年数は、それぞれ事業場管理者及び主任技術者としての実務年数を記載すること。

2-② 工員の構成

工員等の作業	合計	整備士数	数(特殊整備士名	を除く)	整備士以外の工員及び特殊
の別	(工員数)	一級	二級	三級	整備士数
自動車工 (検査)	人	人	人	人	人
自動車工 (整備)	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人				

⁽注)その他(板金工等)は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載すること。

3 屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	m^2	その他の作業場	m^2
電子制御装置		車両置場	m^2
点検整備作業場	m	完成検査場	m^2

4-① 機械・工具及び計器類

	項目	数	能力
オイ	イル・バケットポンプ		
ホィ	イール・バランサ		
フ!	ノー・ローラ		
ラ	ジエータ・キャップ・テスタ		
電	子計測機器		
検耳	車装置		
省力化機器	電動クレーン又はトランス ミッション・ジャッキ		
機器	ホイールドーリー		
大型車)	増力装置付きシグナル式ト ルクレンチ又はトルク設定 型インパクトレンチ		

⁽注) 省力化機器 (大型車) 欄については、工員数4名で大型車を扱う事業場の場合に記載すること。

4-② 自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
サイドスリップ・テ スタ				年	月	日
ブレーキ・テスタ				年	月	目
前照灯試験機				年	月	日
音量計				年	月	日
騒音計				年	月	日
速度計試験機				年	月	日
一酸化炭素測定器				年	月	目
炭化水素測定器				年	月	目
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日
検査用スキャンツール				年	月	月

⁽注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-③ 車検実績 [年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	車検持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
計	台	台	台	

4-④ 最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

	1 /3		1 /4	1			
車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-① 検査施設の共同使用

- 0 17(1111)	* D = C 13	
共用設備事業場	事業場の名称	
	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		分

5-② 共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
サイドスリップ・テ スタ				年	月	日
ブレーキ・テスタ				年	月	日
前照灯試験機				年	月	日
辛量計				年	月	日
騒音計				年	月	日
速度計試験機				年	月	日
一酸化炭素測定器				年	月	日
炭化水素測定器				年	月	日
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日
検査用スキャンツール				年	月	月

⁽注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

備考			
----	--	--	--

指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書

月 日 年

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・申請)します。

- (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)
- (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)							
届出者 申請者 の氏名又は名称							
届出者 申請者							
電話番号							
(ふりがな)							
事業場の名称							
事業場の所在地							
電話番号							
指定番号							
届出・申請の変更内容		変更生	F 月日		年	月	日
完成検査場の位置又は	は面積		対象とする自	動車の種類	Į	【変更	申請】
自動車検査用機械器具			業務の範囲の	限定		【変更	申請】
自動車検査用機械器具	具設備(共用設備)						

1-① 対象とする自動車の種類の変更

<u> </u>	>	
対象自動車の種類 の別	普通自動車 (大型)	小型四輪自動車
	普通自動車 (中型)	小型三輪自動車
	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車
	普通自動車 (乗用)	軽自動車
	大型特殊自動車	

⁽注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

1-② 業務の範囲の限定(指定)の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とつ	つる自動車を除く
	ガソリン又は落	友化石油ガスを燃料とする自動車を除く
	カタピラ付大型	世特殊自動車に限る
	その他()

⁽注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

2 工員の構成

工員等の作業の別	合計	整備士勢	整備士数(特殊整備士を除く)		
	(工員数)	一級	整備士数		
自動車工 (検査)	人	人	人	人	人
自動車工(整備)	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人				

⁽注)その他(板金工等)は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m^2	その他の作業場	m^2
電子制御装置	2	車両置場	m^2
点検整備作業場	m ⁻	完成検査場	m^2

⁽注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
サイドスリップ・テ スタ				年	月	日
ブレーキ・テスタ				年	月	日
前照灯試験機				年	月	日
音量計				年	月	日
騒音計				年	月	日
速度計試験機				年	月	日
一酸化炭素測定器				年	月	日
炭化水素測定器				年	月	日
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日
検査用スキャンツール	- 74118) -			年	月	日

⁽注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

5-① 検査施設の共同使用

	事業場の名称	
共用設備事業場	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		分

5-② 共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

	1 /4		1 /	, ,			
車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年。	月日	
ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
サイドスリップ・テ スタ				年	月	日
ブレーキ・テスタ				年	月	日
前照灯試験機				年	月	日
音量計				年	月	日
騒音計				年	月	日
速度計試験機				年	月	日
一酸化炭素測定器				年	月	日
炭化水素測定器				年	月	日
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日
検査用スキャンツール				年	月	日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

/ : : - -y .			
備考			
0113 3			

6 省力化機器

省力化機器の名称	数	能力
電動クレーン又は トランスミッション・ジャッキ		
ホイールドーリー		
増力装置付きシグナル式トルクレンチ 又はトルク設定型インパクトレンチ		

⁽注)工員数4名で大型車を扱う事業場であって、変更申請の場合に記載すること。

指定自動車整備事業の廃止届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の担定により別紙書面を添う居出します

担始理达早川伝寺の規定に、 (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大			
(ふりがな)			
届出者の氏名又は名称			
届出者の住所			
電話番号			
(ふりがな)			
事業場の名称			
事業場の所在地			
指定番号			
1 廃止年月日、廃止時の工 廃止年月日 廃止時の工員数	<u>年</u> 人	月日	
廃止理由の別	認証廃業 需要先行き不安 その他(工員不足 協業協同組合参加	経営不振 事業合理化集約化)
(注)□枠内の該当するものに○を記載する 2 廃止に伴って辞任した自動	3 こと。		
氏名	氏	名	氏名
備考			

自動車検査員(選任・変更)届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて(選任・変更)します。

また、道路運送車両法第94条の4第5項に該当せず、且つ、自動車検査員に選任することに同意したことを確認しました。

(注)自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に○を記載すること。(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

1 自動車検査員の選任

(ふりがな)												
氏名												
生年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
教習実施運輸局												
教習修了年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	目
教習修了証書番号												
再教習実施運輸局												
再教習修了年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
再教習修了証書番号												
選任年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
兼任の有無	有	•	無		有	•	無		有	•	無	
					(氏名)							
道路運送車両法第94条の4第5項に該当せず、且 つ、自動車検査員に選任することに同意したこと を確認しました。 チェック欄 □ (氏名)												
(注) 宮娎車を別に掲出する場合けむ事	Α+./\/mb.↓-	7 = 1. ai	シーニャフ									

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

2 自動車検査員の辞任等

氏名	生年月	月日		辞任等年月日			
	年	月	日		年	月	日
	年	月	日		年	月	日
	年	月	日		年	月	日
	年	月	日		年	月	日
	年	月	日		年	月	日

3 既に選任されている自動車検査員

氏名		生年月	兼任の有無		
		年	月	日	有 • 無
		年	月	日	有 • 無
		年	月	日	有 • 無
		年	月	日	有 • 無
		年	月	日	有 • 無
		年	月	日	有 • 無
	·	年	月	日	有・無
	·	年	月	日	有 • 無

4-① 自動車検査員の兼任

	O 1371 N.E.N.	* 11 * 1			
	氏名				
	指定番号				
兼任	名称				
任事業場	所在地				
-7//	兼任に係る事業場 との間の道路交通 の状況	所要時間	分	所要時間	分

⁽注)既に当該事業場に選任済み又は今回選任する自動車検査員に対して兼任事業場の追加を行う場合に記載すること。

4-② 兼任事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

備考		

第5号様式

	申請者及び事業場の沿革											
自動	自動車特定整備事業者の氏名又は名称											-
自動車特定整備事業者の住所												
事	業	場	0	り	名	称						
事	業	場	0	所	在	地						
認	証 年	月日					認	証	番	号		
申	年	月	日		沿							革
請												
者												
法												
人												
ま												
たは												
個												
人												
企												
業												
及												
び												
事業												
場場												
<i>の</i>												
沿												
革												

0 7 13(1)	事	業場組織	<u> </u>							
		life who arts IT	年 月 日現在							
		指定番号 事業場名	大・近指 第 号							
事業場管理	事業場管理責任者:氏名 事業場管理責任者代務者:氏名									
	(職名)	(職名)							
主伯	· 技術者:氏名									
職名	職名業務係	検査係	整備係							
194 11	(氏名・級)	(氏名・級)	(氏名・級)							
氏		◎ 氏名 ②								
名		〇 氏名 ③								
		〇 (氏名)②								
職										
務										
分										
担										
兼務数	(名)	(名)	(名)							
主務数	名	名	名							
整備士										
保有数	名	名	名							

[◎]は自動車検査員、○は整備主任者、②は2級整備士、③は3級整備士、() は兼務を表す ※同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場の指定番号を付記 すること。

第6号様式の2

	合格した自動車整備士の級、種別、 合格証書番号及び合格年月日									
孙	職									
事業場の名称	自動車の特定 整備の実務経験	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年月
員 名 簿	生年月日									
Н	名									
	垊									

(日本産業規格A列4番) 同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場の指定番号を付記すること。 ×

記載例

事業場組織図

年 月 日現在 指定番号 大 • 近指 ○第○○○号 事業場名 ○○自動車(株) ○○工場

(職名 工場長)

事業場管理責任者:氏名〇〇 〇〇 事業場管理責任者代務者:氏名△△ △△

(職名 取締役)

主任技術者:氏名△△ △△

(職名 工場長)

職名	業務係	検査係	整備係		
	(氏名・級)	(氏名・級)	(氏名・級)		
			○ 氏名D ②		
氏	氏名A	◎○ 氏名B ②	氏名E ③		
名	◎○ (氏名B) ②	◎○ 氏名C ②	氏名F		
		○ (氏名D) ②	(氏名A)		
			◎○ (氏名 C) ②		
	フロント業務	受入点検	車検整備		
	事業場庶務	分解検査	定期点検整備		
職	事業場経理	中間検査	一般整備		
19%	商品販売	完成検査	部品整備		
務		作業指示	機械加工		
分		外注品検査	新車整備		
//		部品検査			
担		工程管理			
	事務所・部品庫の管理	完成検査場及び完成検査	作業場・整備用機器及びサービ		
		用機器の管理	スカーの管理		
兼務数	(1名)	(1名)	(2名)		
主務数	1名	2名	3名		
整備士					
保有数	0名	2名	2名		

[◎]は自動車検査員、○は整備主任者、②は2級整備士、③は3級整備士、() は兼務を表す ※同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場の指定番号を付記 すること。

/ - L- - NK-	-1 4. <i>F</i> -2	<u>貸借対照表</u>			Æ		TH +
(事業	首名				年	月 <i>(</i> ((((((((((((((((((現在
	I	項目	No.	金	額	(千円)	*
		現金・当座預金	1				
		その他の預金	2				
	流	受 取 手 形	3				
資	動資産	売 掛 金	4				
	戸産	部 品 • 資 材	5				4.77
	/==	仕 掛 品	6				47
産		商品	7				
$\overline{}$		その他流動資産	8				-
借方勘定		計(1+2+・・・・・+8の合計)	9				-
万曲	固	土 地 建 物	10				
対定	定	設備資産	11				
\	定資	建設仮勘定	12				
	産	無形固定資産	13				
			14				
		計(10+11+······+14の合計) 繰 延 資 産	15				
		繰 延 資 産 合計(9+15+16)	16				91
			17				31
	流	支 払 手 形 買 掛 金	18				
資	動負	<u>類</u>	19 20				
	債	その他流動資産	21				
		計(18+19+20+21)	22				
	田島	長 期 借 入 金	23				
本	固負定債	その他固定負債	24				
貸		計(23+24)	25				
(貸方		資本金・出資金又は元入金	26				
勘 定	自己	法定準備金	27				
正	資	剰余金(当期利益を除く)	28				+
	本	当期利益(法人税等引前経常利益)	29				
		計(26+27+28+29)	30				
		合計 (22+25+30)	31				17
			01				11
	に関係	は8, 10, 11, 12, 13, 14, 16の内で経営活動 なかったもの(経営外資産)があればその を記入する。					
	経	営 外 資 産 合 計	32				
		経営資本 (資産) (17-32)	33				
		69受取手形引高 69		(千円)			

損 益 計 算 書

(事業者名 自 年 月 至 項 目 (千円) **※** No. 金 額 賃 工 売 上 34 整 売 部 材 料 売 品 上 35 備 売 外 注 売 上 36 上 上 計 34+35+36 37 業 上 兼 売 38 高 売 上 値 引 39 合 計 (37+38) – 39 40 費 部 品 材 料 41 外 注 費 42 整 費 直 接 人 件 43 備 場 費 Ι. 44 原 減 価 償 却 費 45 価 期 首 仕 掛 品 46 総 期 末 47 6 計 (41+42+ ··· ··· +46) -4748 兼 業 原 価 49 経 売 上 原 価 48+49 50 売上総利益(40-50) 51 役 員 報 膕 手 当 52 費 整 備間 接 件 費 53 般 門 件 兼 業 部 費 54 管 減 価 償 却 55 理 支 払 利 息 ・ 割 引 料 56 費 他 営 業 57 計(52+53+……+57の合計) 58 合 計 50+58 59 営 業 利 益 (51 - 58)60 業 原 価 兼 営業人 61 取 息 利 62

■印は兼業の場合

その他営業外費

当期利益(法人税等引前経常利益)(60+61+62)-63

従 業 員 数

用

63

64

(1年間の平均従業員数)

区別	A 古学乳具	整備	部門	兼業部門	(B+C+D)
男女別	A 専従役員	B 間接員	C工員	の従業員	c 合 計
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人

(日本産業規格A列3番)

班	次枚	数														
		植命今在														
ı	町	適合証	書損													
1	· 使	卿	交付													
		綴	卟													
		備売														
	F	番宜及の押印 責任者印														
	1	事業有印寺の 押印年月日		 	 		 									
	拉马车	事業有印券 の請求者印														
	1 1	自凱単検宜員 印														
	\$ ‡	保女奉华週台記 完成検査年月日		 	 	ļ 	 									
	Ę	来 化 以 及														
1	自動車登録番号	車面番号	車台番号													
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	保女奉华適合 証番号														

※ 交付台帳は原則としてこの様式を使用すること。

第9号様式

[※] 交付台帳は、適合証綴の保存期間と重複するよう2年間保存すること。

[※] 検査員、請求者及び責任者の各欄には、押印又は記名すること。

共用設備の使用管理台帳

使用日時	使用機器の 名称又は 略号	検査車両の登録 (車両)番号又 は 車 台 番 号	事業場名 又は略号	自動車検査員の 氏 名	管理責任 者の確認

- 備考 1 「使用機器の名称又は略号」欄について、略号を使用する場合は、その使用した検査用機器の全てが明確となるよう予め記号化するなどして統一しておくこと。 2 「事業場名又は略号」欄について、略号を使用する場合は、各事業場の別が明確になるよ
 - う記載すること。
 - 3 記載にあたっては、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載すること

第11号様式

		手	数		料	納	付	書	
申請	氏	名又	は名	称					
者	住			所					
事業	名			称					
場	所	右	Ē	地					
	•				•				

納付金額 円

(自動車検査登録印紙納付欄)

(注) 印紙は剥離しないよう確実に貼付すること。 (日本産業規格A列4番)

指 定 書

事業者名

道路運送車両法第94条の2の規定により次のとおり指定自動車整備事業の指定をする

記

- 1.事業場の名称
- 2.事業場の所在地
- 3.対象とする自動車の種類

4.指定年月日 年 月 日

5.指定番号 指 第 号

年月日

近畿運輸局長

	指定書再交付	申請書		
近畿運輸局長 殿				
	申請者の」	夭 名	年	月 日
	<u>又</u>	は名称		
	住_	所		
指定年月日	年 月 日	指定番号	第	号
指定整備の対象自動車	大特、普通(大型)、 小四、小三、小		普通(小型)、普通	(乗用)、
業務範囲の限定				
認証の種類	普通、小型、軽	業務範囲の限	定	
優良認定の種類	1種、 2種、	特殊()
再交付申請の理由				
1 損傷した指定書を 2 従前に交付された	忝付返納します。 指定書が発見された場合(は遅滞なく返納し	ます。	

記載要領 不必要な字句等は消して使用下さい。 (日本産業規格A列4番)

7. 騒音計の検定について

事 務 連 絡 平成27年6月9日

近畿運輸局自動車技術安全部 殿

自動車局整備課

騒音計に関する計量法特定計量器検定検査規則の改正について(周知依頼)

標記について、経済産業省産業技術環境局計量行政室から別添のとおり依頼があり、内容を確認した結果、整備業界においても騒音計が備えられている事業場があるので、別紙の通り、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会あて通知していることを承知されるとともに、監査等を通じて関係各位への周知方お願いします。

なお、整備事業者からの計量法特定計量器検定検査規則に係るお問い合わせにつきましては、次のとおりです。

(問い合わせ先)

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

電話:03-3501-1688

e-mail: metrology-policy@meti.go.jp

平成27年6月5日

国土交通省自動車局整備課 殿

経済産業省産業技術環境局計量行政室

騒音計に関する計量法特定計量器検定検査規則の改正について (周 知依頼)

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。 さて、騒音計に関する計量法特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令 (平成27年経済産業省令第34号。以下「改正検則」という。)が平成27 年4月1日に公布され、本年11月1日に施行されることになりました。

改正検則の概要、経過措置等は別紙のとおりですが、製造年の古い騒音計は、 改正検則に基づく検定に不合格となる可能性が高いので、検定の対象となる騒 音計は、あらかじめ十分な余裕をもって対応されることをおすすめします。

つきましては、騒音計を使用されている貴管下各運輸局、運輸支局等及び関係機関等に対しまして周知方御手配頂きますようお願いいたします。

なお、計量法に基づく騒音計についての問い合わせ先は、次のとおりです。

(お問い合わせ先)

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

電話:03-3501-1688

e-mail: metrology-policy@meti.go.jp

1. 改正の趣旨・目的

計量法(平成4年法律第51号)では、適正な計量の実施を確保するため、取引若しくは証明に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供されるために公的に精度の担保が必要な計量器(特定計量器)について、検定等によりその精度が確保されたものを使用することとされており、その検定等の技術基準(構造に係る技術上の基準、検定公差、検定の方法、使用中検査の方法等)を特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。)で規定している。

検則は、特定計量器の技術革新に迅速かつ柔軟に対応するとともに、国際法定計量機関(OIML)の勧告といった国際規格との整合性を可能な限り図っていく観点から、国際規格を踏まえた日本工業規格(JIS)を引用することを基本としており、JIS が制定・改正されたものから、順次、検則の改正を進めている。今般、騒音計に関し、国際規格(IEC 61672-1,2)と整合した JIS C1516(2014)が制定されたことから、この JIS を検則に引用する改正を行った。

2. 主な改正点

国際規格と整合し、全面的に改正を行った。主な改正点は次のとおり、

- (1)使用環境に応じた耐環境性能などの性能要求事項を追加し、その検査方法を追加した。
- (2)計量性能である器差(誤差)及びその検査方法を厳しくした。
- (3)レベル指示値の調整は、騒音計本体とは別の音響校正器によって調整することを原則とした。
- (4) 生産実態のない自動車用普通騒音計※は、削除した。
 - ※自動車が道路運送車両の保安基準(平成26年運輸省令第67号)に適合しているかどうかの 検査の用に供する騒音計をいい、一般的には、音量計とよばれている。

3. 改正に伴う経過措置

改正の影響を考慮し、次の経過措置が設けられている(図1参照)。

(1)製造事業者に対する措置(改正検則附則第4条関係)

平成29年10月31日までは、現行の型式承認を受けた型式に基づく、製造が可能。

なお、改正検則に基づく、騒音計の製造・販売は、平成27年11月1日(以下「検則施行日」という。)以降、製造事業者が型式の申請を行い、承認を受けた後となる。したがって、検則施行日以降もしばらくの間は、現行型式の製品が流通することになる。

- (2) 現在使用している騒音計の使用者に対する経過措置(改正検則附則第5条、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項関係)
 - ①現在使用している騒音計(現行型式等騒音計)は、平成39年10月31日までは、 改正前検則の検定公差等の基準によって検定に合格することが可能。騒音計の 検定の有効期間は5年なので、平成39年11月1日以降であっても、検定の有効 期間内であれば、使用することが可能。
 - ②検則施行日以降、現行型式等騒音計は、改正検則の検定公差等の基準によって、検定を受検することが可能。この基準によって検定に合格すれば、当分の間使用することが可能(検定の有効期間毎に改正検則の検定公差等の基準による検定に合格することが必要)。

製造事業者によれば、製造年の古い騒音計は、上記②の基準に基づく検定に不 合格となる可能性が高いとのことなので、騒音計の買い換えを検討するなどあらかじ め時間的余裕をもって対応するのが望ましい。

(3) 現在使用している自動車用普通騒音計の使用者に対する経過措置(改正検則附 則第5条、第6条第3項及び第4項、第7条第3項及び第4項関係)

現在使用している自動車用普通騒音計は、当分の間、改正前検則の基準で検定 に合格すれば使用可能(検定の有効期間毎に改正前検則の検定公差等の基準に よる検定に合格することが必要)。

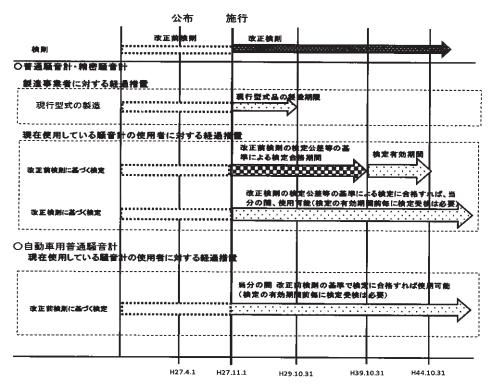


図1 製造事業者及び使用者に対する経過措置

4. 騒音計の適合基準識別方法

- (1)型式承認に関する検則改正前後の適合基準識別方法 型式承認の記号を次のように変更するので、検則改正前後のどちらの基準に 基づく型式承認を受けたのか識別が可能。
 - ①改正検則に基づく型式承認表示

普通騒音計:TS 精密騒音計:TF

②改正前検則に基づく型式承認表示

普通騒音計及び自動車用普通騒音計:SLS

精密騒音計:SLF

(参考)振動レベル計

①改正検則に基づく型式承認表示:TW

②改正前検則に基づく型式承認表示:W

(型式承認の表示方法)

上記記号の後に、型式承認を受けた年の西暦下2桁及びその年の承認順が表示される。

例)普通騒音計で、平成28年(2016年)の2番目に改正検則に基づく型式承認 を受けた場合

型式承認表示 TS162

- (2)検定合格基準に関する検則改正前後の適合基準識別方法 検定に合格した際に交付される検定済証(検則 様式第18)の備考欄に次のよう な記載が行われるので検則改正前後のどちらの基準の検定に合格したのか識別 が可能。
 - ①改正検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合「JIS C1516(2014)適用」
 - ②改正前検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合「平成5年検則基準適用」

(参考)振動レベル計

- ①改正検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合 「JIS C1517(2014)適用」
- ②改正前検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合「平成5年検則基準適用」

8. 使用過程にある可搬式自動車検査用機械器具の修理又は検定中の取り 扱いについて

事 務 連 絡 令和2年12月25日

近畿運輸局自動車技術安全部整備課長

「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」に基づく申請書等(国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。)に義務づけている押印の見直しを行う旨国土交通省自動車局長より通達があったことから、標記取扱いも改正することとした。このため、平成14年11月5日付け、業務連絡第14号(平成20年10月7日付け、業務連絡第24号一部改正)により取り扱ってきたところであるが、別添「自動車検査用機械器具の修理等に伴う代替機器使用要領」の一部を改正したので了知するとともに、令和3年1月1日以降はこれにより実施するよう指定自動車整備事業者に対し指導されたい。

なお、一般社団法人日本自動車機械工具協会関西支部長及び近畿地区自動車整備連絡協議会へ本件 に関し通知したので、申し添える。

自動車検査用機械器具の修理等に伴う代替機器使用要領

制定 平成14年11月5日

改正 平成 20年11月7日

改正 令和2年12月25日

1. 適用

この要領は、近畿運輸局管内の指定自動車整備事業者が、完成検査用として備え付けた自動車検査用機械器具(以下「機械器具」という。)を修理、または、騒音計の検定を受ける場合(以下「修理等」という。)に限り適用する。

2. 対象機械器具

この要領の適用を受ける機械器具の種類は次のものを対象とする。

- ① 一酸化炭素測定器
- ② 炭化水素測定器
- ③ 黒煙測定器
- (4) 音量計
- ⑤ 騒音計
- ⑥ オパシメータ

3. 修理請負者

型式試験番号を指定されたもの等又は計量法に基づき型式承認を受けた上記の機械器具の製作者、 当該製作者と販売契約を結んでいる者又はこれらの者と外注修理契約を結んでいる者(以下「修理 請負者」という。)とする。

4. 使用届

修理請負者は、機械器具の修理等に伴い、当該機械器具を引き取って修理等を行う場合で修理期間中、当該機器所有事業場が届出済の型式と相違する代替機器を用いるときにあっては、別紙「自動車検査用機械器具の修理等に伴う代替機器使用届」を所轄の運輸支局又は神戸運輸監理部兵庫陸運部の首席陸運技術専門官に届出るものとする。

5. 使用届の期間等

- ① 使用届の有効期間は、当該機械器具の修理又は検定期間とする。
- ② 修理又は検定期間は29日を超えないものとする。
- ③ 届出は修理等の依頼を受け、当該機械器具を引き取った日以降速やかに行うものとする。

6. 修理不可能等の通知

修理請負者は、修理不可能により従前の機械器具と型式が相違するものに変更する場合、または、使用届に記載した期間を超える恐れがあると認められる場合は、法第94条の9に基づく変更届を提出しなければならないことを、指定自動車整備事業者に通知するものとする。

自動車検査用機械器具の修理等に伴う代替機器使用届

運輸支局首席陸運技術専門官 殿神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官 殿

下記の自動車検査用機械器具について修理(検定)を行い、その間は代替機器を使用致しますので、 届出致します。

記

1. 修理(検定)を行う自動車検査用機械器具

検査用機器の名称	メーカー名	型	式	型式認定番号等

2. 修理(検定)期間(29日を超えないこと)

年 月 日 ~ 年 月 日まで

3. 修理(検定)期間中の代替機器

検査用機器の名称	メーカー名	型	式	型式認定番号等	検定又は校正年月日

9. 一時抹消登録を受けた自動車(道路運送車両法第94条の5第7項の 適用を受ける自動車を除く。)に対し保安基準適合証を交付する場合の 取扱いについて

> 近運技整第399号 近運技技第1100号 平成28年1月25日 改正 近運技整第244号 近運技技第508号 平成28年9月2日 近畿運輸局自動車技術安全部長

「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年国土交通省令第2号)が、平成28年2月1日より施行されることから、標記自動車に対し、保安基準適合証を交付する場合の取扱いについては、下記のとおりとするので了知願いたい。

なお、「抹消登録を受けた自動車(乗用自動車を除く。)に対し保安基準適合証を交付する場合の取扱いについて」(平成20年10月30日付け近運技整第156号、近運技技第245号)は平成28年1月31日をもって廃止する。

記

1. 保安基準適合証の提出

新規検査又は予備検査に際し、現車提示とともに当該保安基準適合証を提出することが出来る。 (保安基準適合証を自動車検査票(新規検査用)に貼付のうえ、その他必要な書面を添付し、現車 を提示すること。)

- 2. 保安基準適合証及び同控

 - (2)「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄については、斜線を引く。
- 3. 指定整備記録簿
 - (1) 余白部に、 中と記載する。
 - (2) 検査受検時に提示する。
- 5. 保安基準適合証等の交付範囲 別紙を参考とする。

保安基準適合証等の交付範囲

		保安基準適合 証の交付	限定保安基準 適合証の交付	現車の提示を 省略(※4)
構造等に関する事項に変	乗用車・小型貨物車・軽 自動車・二輪車(※3)	0	0	0
	その他	0	0	×
構造等に関する事項が変 更されているもの (※ 2)	全車		×	

※1 「構造等に関する事項に変更がない」とは、道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する事項について、登録識別情報等通知書(※5)又は自動車検査証返納証明書に記載されている事項と現車が同一であることをいう。

なお、軽自動車にあっては自動車検査証返納証明書以外の軽自動車検査証返納確認書での保安 基準適合証の交付は出来ない。

また、「自動車の用途の変更の場合における構造等に関する事項の同一の範囲について(依命通達)」(平成7年12月28日付け、自技第259号、自整第268号)記1、記3(道路運送車両法施行規則第2条の3第2号に掲げるもの及び検査対象軽自動車に限る。)及び記4(検査対象軽自動車に限る。)に該当する用途の変更に限り、「構造等に関する事項に変更がないもの」として取り扱って差し支えない。

- ※2 構造等に関する事項が変更されているものについては、自動車検査員は、道路運送車両法第 94条の5第5項の規定により、当該車両が、保安基準に適合する旨の証明を行うことは出来ない。
- ※3 小型貨物車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」 のもの。
- ※4 中古車新規検査、予備検査において、登録識別情報等通知書(※5)又は自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項と同一である乗用車、小型貨物車(※3)、軽自動車、二輪自動車については、道路運送車両法第94条の5第7項の規定により保安基準適合証の提出により現車提示が省略出来る。
- ※5 道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)第2条による改正前の道路運送車両法の規定に基づく一時抹消登録証明書を含む。

道路運送車両法〔抄)

(新規登録の申請)

第7条 登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、 その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める 区分により、第33条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を 証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

(1)~(6) 略

2 略

- 3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲 げる書面の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。
 - (1) 第71条第2項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車 自動車予備検 査証
 - (2) 第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第4項の規定による完成検査終了証(発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第2号において同じ。)
 - (3) 第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第94条の5第1項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車等(人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項(第71条の2第1項に規定する構造等に関する事項をいう。)に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう。第94条の5第7項において同じ。) 保安基準適合証
 - (4) 第71条の2第1項の規定による有効な限定自動車検査証の交付を受けた後に第94条の5の2 第1項の規定による有効な限定保安基準適合証の交付を受けている自動車 限定自動車検査証及 び限定保安基準適合証

道路運送車両法施行規則〔抄)

(法第7条第3項第3号の国土交通省令で定める自動車)

- 第2条の3 法第7条第3項第3号の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。
 - (1) 人の運送の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 三輪の小型自動車
 - ニ 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
 - (2) 貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ、当該小型 自動車に係る登録識別情報等通知書(登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されてい る事項を記載した書面をいう。以下同じ。)の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載 されているもの

10. 自動車の用途の変更の場合における構造等に関する事項の同一の範囲について(依命通達)

自技第259号 自整第268号 平成7年12月28日 改正 国自整第37号 平成28年5月9日 自 動 車 局 長

今般、「「自動車の用途等の区分について」の一部改正について(依命通達)」(平成7年12月28日付け自技第256号)に伴い、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第52条の規定により許可を受ける場合を用途の変更にあたるとしたところであるが、下記に示す用途の変更については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第71条の2第1項に規定する「当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項(以下「構造等に関する事項」という。)がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一である」ことに該当すること、同条第6項に規定する「当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があったとき」に該当しないこと、及び車両法第94条の5第5項に規定する「当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一」に該当することとし、平成7年12月28日から本通達を適用するので了知されるとともに、この旨関係の向きに周知徹底図られたい。

記

- 1. 貸渡乗用自動車を乗用自動車に変更する場合又はその逆の場合
- 2. 貸渡乗合自動車を乗合自動車に変更する場合又はその逆の場合
- 3. 貸渡貨物自動車を貨物自動車に変更する場合又はその逆の場合
- 4. 貸渡特種用途自動車を特種用途自動車に変更する場合又はその逆の場合
- (注) 車両法第94条の5第5項関係は、記1、記3(道路運送車両法施行規則第2条の3第2号に掲げるもの及び検査対象軽自動車に限る。)及び記4(検査対象軽自動車に限る。)に限る。また、記2は自家用に限る。

附則(平成28年5月9日国自整第37号)本改正規定は平成28年5月9日から施行する。

11. 指定自動車整備事業における「ニューサービス(情報提供によるユーザー選択型指定整備)」の導入の促進について

自整第203号 平成8年11月8日 改正自整第105号 平成17年12月22日 自動車交通局長

道路運送車両法の一部を改正する法律(平成6年法律第86号)(以下「改正法」という。)の施行に伴い、自動車整備業界においては、自動車使用者のニーズに対応した点検整備サービスの多様化等の努力がなされているところであるが、今後、自動車使用者のニーズに一層応えることのできる点検整備サービスの導入により、点検整備に対する自動車使用者の理解と信頼を深めつつ、保守管理意識の高揚を図ることが求められている。このため、指定整備時において、法定点検と併せて検査と同様な方法による点検等を行い、自動車の構造、装置についての保安基準への適合性、劣化・磨耗の状態等に関する情報を提供することにより、自動車使用者が、自動車の使用状況及び今後の保守管理を勘案しつつ、自動車の継続的な保安基準適合性を維持するために必要な整備の内容を個別に選択することのできるニューサービス(副題:情報提供によるユーザー選択型指定整備)(以下「ニューサービス」という。)の導入・普及を促進することとした。

ニューサービスは、改正法により導入された道路運送車両法第94条の5第4項後段の検査に係るみなし規定を活用した、自動車使用者が整備内容の選択を行うことができる指定自動車整備事業の形態の一つであるが、その円滑な運営を期するため、複数の自動車検査員による検査の取扱い等、関係通達についても併せて見直しを行った。

ついては、ニューサービスが円滑、かつ、適正に運営されるよう、下記の事項に留意し、指定自動車整備事業者等に対する周知・指導等により、ニューサービスの導入の促進を図られたい。

なお、ニューサービスは、所要の点検整備を行わずに検査のみを実施すればよいというものではなく、 自動車の継続的な保安基準適合性を維持するための点検整備を確実に実施することを前提とする考え 方を変更するものではないこと、また、ニューサービスを導入するか否かは、指定自動車整備事業者 の自主的な判断によりなされるものであることを念のため申し添える。

記

1. ニューサービスにおける情報提供に関する事項

指定自動車整備事業者は、自動車使用者に対して、次に掲げる事項に留意しつつ的確な情報提供 を行うこと。

- (1) 道路運送車両法第94条の5第4項後段に規定する点検(自動車検査員が法定点検の際に検査と 同様な方法により行うもの)等の結果に基づいて行う情報提供は、次の内容について、確実、かつ、 分かり易い方法で提供すること。
 - ① 保安基準不適合部分について、基準に適合させるために必要な整備の内容
 - ② 自動車の継続的な保安基準適合性を維持するために必要な整備(保安基準に適合しなくなるおそれをなくす整備)の内容を自動車使用者が決定するために必要な情報(保安基準への適合性、

自動車の劣化・磨耗の状態及び想定される整備の内容)

- (2) 自動車検査員による目視等点検の結果、検査用機器等によることなく摩耗状態等から保安基準に 適合することが充分予測される場合においては、この予測に係る情報を保安基準への適合性に係る 情報に代えて提供する場合もニューサービスに含まれるものとする。
- (3) 情報提供の結果、保安基準適合性を維持するために近く整備が必要となる項目のうち、自動車使用者が今回整備を実施しないことを選択した整備項目については、当該整備項目及び必要な注意事項等を点検整備記録簿等書面に記載したうえで、確実に説明するとともに、その内容を指定整備記録簿等の書面により保管すること。

2. 概算見積りに関する事項

概算見積りに関する留意事項については、「自動車の整備料金、整備内容の適正化について」(平成5年7月19日付け、自整第172号の2)により、具体的に示されているところであるが、ニューサービスを行う場合においては、自動車使用者が指定自動車整備事業者からの情報提供により選択することとなる整備項目については記載を要しないこととしても差し支えない。

3. ニューサービスの掲示に関する事項

ニューサービスを導入している指定自動車整備事業者は、当該サービスを行っている事業場である旨の掲示等を行うことができる。

12. ニューサービス(ユーザー選択型指定整備)の適正な運用について

近運整第35号 平成11年3月31日 近畿運輸局長

ニューサービスの導入・普及については、平成8年11月8日付け通達をもって導入・促進を図ってきたところであるが、最近、一部の指定自動車整備事業者においてその運用に誤りがあることが認められた。 指定整備扱い車両については国への車両の提示の省略ができるため、指定自動車整備事業者の自動車の安全確保・公害防止に果たす役割は重要であり、その社会的責務を果たさなければならない。

一方、平成7年7月に道路運送車両法の一部改正が施行され自動車使用者の保守管理責任を前提とした 検査・点検整備制度が導入され、自動車が保安基準に適合するよう維持する義務が自動車使用者に課せら れたところであるが、指定自動車整備事業者がニューサービスの運用を誤り保安基準に適合しない状態で 保安基準適合証等に証明、交付することは認められるものではない。

ついては、指定自動車整備事業者が、ニューサービスを導入するに当たっては、下記事項に留意して適 正な運用を図るよう貴会傘下会員に周知徹底されたい。

記

- 1. 事業場管理責任者及び自動車検査員は、指定整備取扱いに関する法令の習得はもとよりニューサービスに係る関係法令を熟知すること。
- 2. 自動車検査員は、完成検査の結果、保安基準に適合していない場合には、使用者責任において自動車 使用者から必要な整備を行う前に自動車検査証の有効期間を更新するよう要請があっても、保安基準適 合証等に証明を行わないこと。
- 3. 自動車検査員は、点検の結果部品を発注する等の場合には、保安基準に適合させるための整備が完了するまで完成検査を実施しないこと。
- 4. 自動車検査員は、保安基準適合性を維持するための必要な整備について、自動車使用者に確実な情報 の提供を行った結果、今回整備を実施しないことが選択された場合を除き、整備が完了するまで完成検 査を実施しないこと。

情	ューサービス用 指定 報提供によるお客様) 食の結果及び整備の概要		整備	…2年	指	定整	備	記釒	录簿	(点 (特	検整症	備記録簿 備記録簿	/ 1	分 特定整備 ○ ・	交換修理清掃	× 締 付 T 該当なし
運	ハンドル ブレーキ・ベ	ダル 慰	車プレーキ機構		クラッチ	70)他	ボンネッ	/	却装置		ギヤ・ボックス】 (ス) パワーステアリ				を頂き実施した点検・整備項目です。
転席		ر (ن	1/3					h	_			S S S S S S S S S S S S S S S S S S S		[↓] 日常点検」項 	具合、	:: 定期点検実施項目)
で	✓ 操作具合 A 遊び及び だときの床 すき間	板との・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	レバーの)引きしろ (ベダルの踏みしろ) ブレーキの効き具合	\mathcal{A}	ペダルの遊び及び 切れたときの床板 とのすき間	★車載 装置の	式故障部 診断の編	-	A ファン・/ 水漏t	ベルトの緩み及 1	が損傷	取付けの緩みベルトの緩み及び損パワステの油漏れ及		☑ ワイパーの払拭 ☑ バッテリの液量	状態	▼ ブレーキ・オイルの量 ▼ 冷却水の量
	_	· 装置			バッテリ等		エア・クリ	1	T	ンジンオイル	ı	公害発散防止	支置	▼ エンジン・オイル・		✓ ランプ類・方向指示器の 点灯、点減、汚れ、損傷装置)な自動車に対し点検・整備
		360	ジウム・プラグは省略	可)					}		al -			が必要と認め	うれ実施	
√	TIRRIC、IPI TUX U JRIM IN 占小柱	#B	すき間、汚れ、損傷、摩 ャップの状態 、コード差込部の緩み		✓ ターミナル部の (緩み、腐食) 電気配線接続 緩み及び損傷		メントの	リーナ・エレ)状態 詰まり、損傷	× 河	骨装置の油油	漏れ	二次空気供給多 排気ガス再循環 減速時排気ガス減	装置の機能 シ装置の機能		ヤ・ボッ	ックスの機能、ナックル又はかじ取り
車	9/TY (++	ッフ・ロータの/5れ クリップ・ボル		ント・ホイ		リヤ・ホイール	(2511.		茶発ガス排	出抑止装置		プローバイガス還元	HX 1-J 1-J 4A 185		スはディ	(スク・ホイールの損傷)
を回		BE		6						- S			7	☑ 動力伝達装置(クラッチ	₹はショック・アブソーバの緩衝能力) ・、トランスミッション又はトランスファ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
って	○タイヤの状態 (空気圧、亀裂、損傷、	// □ #604 €. 72002 ・ ○ホイール・ナッ ホイール・ボノ			ト・ホイール・フグのがた	●リヤ・ホイ- リングのか		Y	配管等の損 チャコール・キ まり及び損傷	ー 傷 Fャニスタの)	晴	メターリング・バルブの	状態	☑ 原動機(運転状	態)	・シャフトの回転時の状態)
	異状な摩耗、満の深さ)	ブレーキ・ディスク	とバッド		サスペン	・ション類		ク・アブソ-	チェック・バル	プブの機能 ンスミッション及		配管の損傷 プロペラ・シャフト		②特殊な構造装置 イン/		アの水量、水漏れ
車		及びディスク・キャ		13 13					, -			及びドライブ	• P			おいて整備が必要となった項目です。
の	ホース・パイプの漏れ、	○ディスクとパッ ディスクの産鮮及び	・ドのすき間/○パット 損傷/ディスク・キャリハ	の摩耗の治温れ	取付部	及び連結部の	√ #	漏れ及び		○沖漏れ	.及び油量	✓ ○連結部の緩 自在継手部の		灯火装置の識別	表示・1	の識別表示、警音器の音色・音量、 生能、施錠装置、座席ベルト・ヘッド ントパネルの状態、非常信号用具の
下		】ディスク・キャ ゾースト・パイプ及で	リバの機能、摩耗、損	傷	ガスを燃料とする燃	がた及び損傷		巨枠、車体	,*,100	燃料装		✓ 一ツの亀裂及でかじ取り装置の	び損傷	有無、後写鏡・デ ・タイヤ等の回転	フロス部分の	タ機能、計器の作用 突出、車体の突起、最大積載量の表 状態及び損傷、前面ガラス等にス
か	903	及びCO等発			<u>◎</u>	天然ガス、液化 び圧縮水素を			6		9	及びアーム類	A	テッカー等の貼 ・プロペラ・シャフ	付 ト、ドラ	イブ・シャフトのスプライン・継手部・
6	√ ,07	フラ等(連熱板を含む)	取付けの綴み、及び損傷	#1	で及び継手部のガス)		25	91		~	* 87	●緩み、がた及	び損傷	ショック・アブソ· ・ブレーキのロッ	バ取作ド及び	ボックスの油漏れ、ナックル連結部・ 付部のがた、燃料タンクの取付、損傷 ケーブル類の緩み、がた及び損傷
	→ 四編れ及び油重 → 対線系	フリ機能	の取付けの組み及び損傷 エンジン		「ス容器及びガス容器 【容器取付部の緩み】 ホイール・シ	及び損傷		しーキ・ドラム	形 プレーキ	燃料漏れ		✓ ボール・ジョイントの: ツの亀裂及び損傷 り溝の深さ(1.6mm)		・燃料装置のリ チョーク・バルフ ・バッテリ液の比	ブの壮育	⊧構及びスロットル・バルブ及び 態
テスタ等				~	分解	7		Ŕ				左 3 mm 右 左 2.7 mm 右		・その他		は整備した箇所です。
タ等	3		排気の状態	şμ	点		Ś	V€¥Q [とライニング	とのすき間	ブレーキ	ナ・パッド、ライニング(左 10 mm 右	の厚さ	ム及びエアバッグ、後	突被害草	制動装置、アンチロック・ブレーキシステ 経滅制動制御装置、自動命令型操舵機能及 示の点検をもって代えることができる。
で	A ●ホイール・アライメント ✓ ブレ	一キの効き具合	(CO、HC、白煙、		検 ⊗ 機能、	摩耗及び損傷	1((ドラムの	摩耗及び損	傷	後輪	左 5 mm 右	5 mm			
			備 に	-KM12		E打距離1万K		情	回点快い		住 じめる場合	合 1回に限り省略可		整備主任者の. を換部品	数数	X X X X 交換部品
	保安基準不適合箇所	_	基準不適合箇所		予防整備とし			1	: :		の要望で	整備する箇所		ン・オイル	3.50	
4	イールシリンダインナ交換				ブレーキラ・	1ニング		Α	×	ブレー	キホースな	炎換 (4季)	ブレー	キ・オイル	ΙQ	ホイールシリンダキット
					ファンベル			Α	×					ラジエータ液)	20	電子制御装置整備(内):構內外注、(外):外注
					ワイパーゴ・	4		√	: X				エア・コ	·フィルタ :レメント		□カメラ ⊗ レーダー □レーザー ⊗ ガラス
					-								l .	フ・パッド	4	ロバンパ
														キ・ライニング		□ エーミング
檢	査機器等による検査 制動	力欄の計測 半	ll定値は (N) kg	前昭化	Tの計測 判定値	責は 壬九 違い	.\ ₽ #	行用(い	ずれかに	(EII) 7° ₹	表示してい	\± す。	錆止塗	料		
	制動	カ	左右差 N	1971117	前照	灯左			部霧り	Į.	警	音 器	- 1	日本の依頼事項 期点、検整備(2年))	
前	右 2410 kg N		110 kg N/kg	1 12 1				凍	复計の誤り			スタ 109 デル ま気騒音		常点検及び特殊な		月状況の点検
軸	左 りちりハ	905 kg	0.13 % E右差 N	č	67.5 cm	68.0	cm	+ • 🖯		km/h		図 85 だれ		現等による検査 保安 戦造	基準に	適合…▽ 装置がない場合…▽ ▼ 乗車装置及び物品積載装置
後	有 1950 kg	600 kg N/kg	70 kg		6 cm	5	þ	OB	D検査結!	_		(アイドリング時)		最低地上高		✓ 前面ガラスその他の窓ガラス
軸	左 1880 kg	6.38 %	0.12 %	J I`	り cm 動・右	②	CM	Б				0.8 %	<u>,</u> $ abla$	最大安定傾斜角度 最小回転半径		✓ 騒音防止装置✓ ばい煙等の発散防止装置
-	* 8760 kg 車両	里里	5.82 %		5 cm		cm	9.	イヤの振	n	HC濃度	E(アイドリング時) 特殊		表置 原動機及び動力伝達:	装置	✓ 灯火装置及び反射器✓ 警報装置
手	動 3150 kg 1	.505 kg	2,09 %	光	±×100	±×100) · 香			30 ppm	<u>'</u>	走行装置 操縦装置		✓ 指示装置✓ 視野を確保する装置
走往	テテスト等の			度		副×100	cd		バ・スリッ ン・のう			・粒子状物質	1 🔽	制動装置 緩衝装置		✓ 走行距離計その他の計器✓ 防火装置
	法と結果				80 cd		cd		2	mm		% m ⁻¹		燃料装置及び電気装 車枠及び車体	置	✓ 内圧容器及びその附属装置✓ 自動運行装置
	動車検査証、登録識別情 動車検査証返納証明書の記			1	則定値	m1	2 測定			% m·1 3	測定値	m ⁻¹		連結装置		☑ その他
	自動車登録番号又は車両番号 近畿 366 ふ 300	令和	と(交付)年月		初度登録(村		É		の種別		用 	ΕĪ		4	育型	形 状 車 名 トヨタ
			年 5 月 1 最大積載量			E 5 月量	両 総	養通・小 重量	型・軽		*/	車台	自家用 · 番	事業用 1 号	H .=E.	原動機の型式
6	AA-MXPJ10	5 _人		kg	1200	kg	147	5 kg	M	XPJ10	-3056	337				M15A-1NM
	長 さ 幅	高	さ総	非気量又	は定格出力 KW	燃料の	種類	1		指定番	号類	別区分番号	自動車	車検査証の有効期間		定整備時の総走行距離 その他
L	418 _{cm} 176	cm	159 cm	1.4	* ne	リン・軽油・	LPG ·	その他	16	9871		0051		6年10月11日		60925 km
	テナンスに関するアドバイス ブレーキライニング、	ファンベル	· F	1 1	頼者(使用者)のE 『反 太 良』							実施者	f 月/	6 年		の 年 月 日 O 月 7 日
	ワイパーゴムは早めに			住道	·· 、大阪市森氵	可兩 1 .	7 –	/, 2				(r) (r)) ³ / ₇	自動		検査員の氏名
					、 ハ / ベ / / 水木 / 定自動車整備事業				折在地 75.7 K	指定器是	・認証番号) ⁵ / ₂	保安基準適合	正及日	び 保安基準適合
				*	(阪市住之)	工区南港	東3	-5-	- 6			作。	5/	保安基準適合標 / 47	章の番	号 標章交付 (看)・無
	### 不具合発生については 回定期点検整備実施日 **			清	運直工((株) 近指 (株) 近渾	大弟 輕認	19008 大第28	7号 89006A	4 5		業	177		限定保	安基準適合証の番号
	四疋别尽快至湘夫爬口 3	マイル / 年	10 H / H	ئا ل		. ,		. 4		,		整備完了 5) н /			

13. 整備工場における前照灯の検査の取扱いについて

国自整第 54 号 平成27年6月5日 改正 国自整第 106 号 令和6年8月6日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて

整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車(二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。)の前照灯検査においては、平成 27 年 9 月 1 日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」(平成 10 年 8 月 31 日付け自整第 142 号)については、平成 27 年 8 月 31 日をもって廃止する。

記

1. 検査方法を変更する背景

平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。

一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査す

る場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。

2. 検査方法及び判定基準

(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合

原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。

なお、必要な整備をした上で以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前 照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。

- ア 適切に光度を測定できない場合
- イ 明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試 験機での判定が困難な場合
- (2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合

次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。

なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。

- ア 適切に光度を測定できない場合
- イ 明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機 での判定が困難な場合
- ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合 (ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)

〔測定方法〕

- ① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わせる。
- ② カットオフの位置は、エルボー点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、カットオフが確認できない場合(レンズの表面にくもりがないものに限る。)又は、カットオフ無しの場合(指定自動車等以外の自動車に限る)については、④による。
- ③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方 0.6 度(当該照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.9 度)、左方 1.3 度の点における光度を測定。〔前方 10m の位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方 11cm(当該照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、16cm)の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に 23cm の直線と交わる位置における光度を測定。〕

自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。

④ カットオフが確認できない場合 (レンズの表面にくもりがないものに限る。) 又は、カットオフ無しの場合 (指定自動車等以外の自動車に限る) については、光 度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。

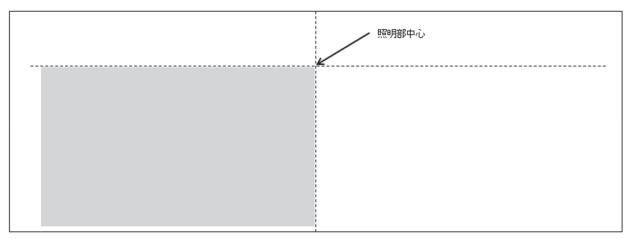
[判定基準]

① エルボー点は、前方 10m の位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含

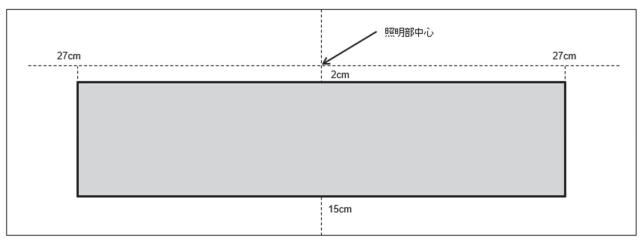
む水平面より下方 2cm の直線及び下方 15cm の直線(標準位置は下方 10cm)(当該 照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 7cm の直線及び下方 20cm の直線(標準位置は下方 15cm))並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線 と平行な鉛直線より左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲内(標準位置は照明部中心を通る垂直線上)にあること。

- ② カットオフが確認できない場合 (レンズの表面にくもりがないものに限る。) 又は、カットオフ無しの場合 (指定自動車等以外の自動車に限る) については、上記 ④の方法で測定した場合、次のいずれかであること。
 - (4) 光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。 ※図1参照
 - (p) 光度が最大となる点は、照明部中心を含む水平面より下方 2cm の直線及び下方 15cm の直線 (標準位置は下方 10cm) (当該照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 7cm の直線及び下方 20cm の直線 (標準位置は下方15cm))並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲内 (標準位置は照明部中心を通る垂直線上)にあること。※図 2 参照
- ③ 光度測定点における光度が 6,400 カンデラ以上であること。※図3参照

〔図1〕②(イ) 最高光度点の判定基準

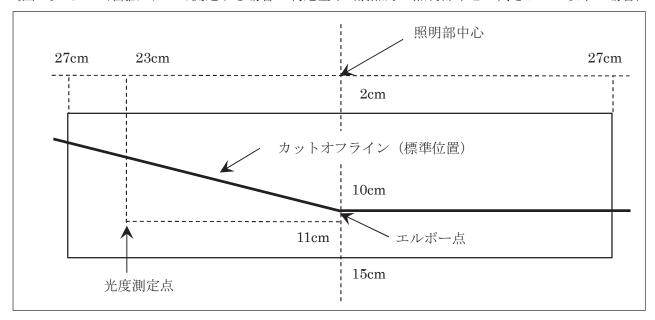


[図2]②(p) 10mの距離において測定する場合の最高光度点の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)



(数値は灯火器中心からの距離を示す)

[図3] 10m の距離において測定する場合の判定基準(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)



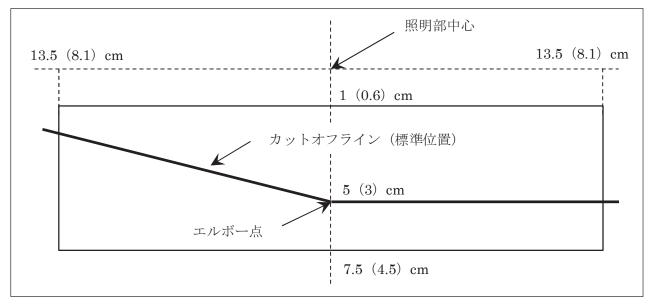
(数値は灯火器中心からの距離を示す)

〔壁等を用いた測定〕

壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照 灯の前方 5m 又は 3m の位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内に エルボー点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン(エルボー 点)の標準位置を太線で示してある。

※図4参照

〔図4〕測定に用いるスクリーンの例(前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合)

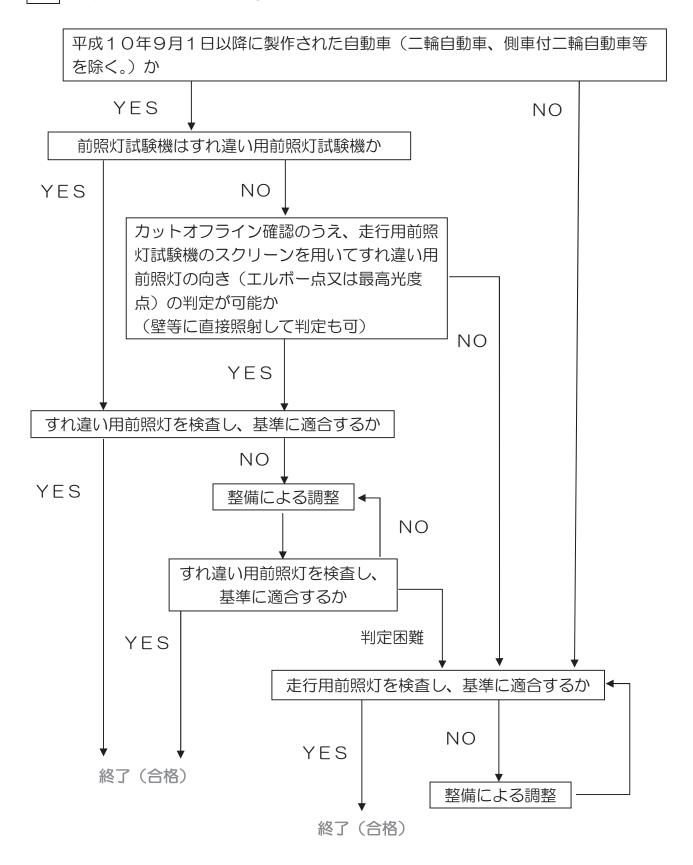


(数値は灯火器中心からの距離を示す。なお、括弧外の数値は 5m、括弧内の数値は 3m の場合)

附則(令和6年8月6日 国自整第106号)

1 本改正規程は、令和6年8月6日から施行する。

参考 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ



14. 特種用途自動車にかかる適正な検査の実施について

近 運 整 第 3 3 号 平成11年 3 月23日

近畿地区自動車整備連絡協議会々長 殿

近畿運輸局整備部長

先般、大阪府下の自動車販売業者が放送宣伝車の予備検査受検後に本来必要とされる設備を取り外して 不正に特種用途自動車(8ナンバー)で登録をしていたとして捜査当局に摘発されたところである。

ついては、指定自動車整備事業者における検査業務を適正に行うため、貴会傘下会員に対し、下記事項について強力に指導されたい。

記

- 1. 特種用途自動車の完成検査の際には、必要な設備の有無について確実な確認を行うこと。
- 2. 設備等について疑義が生じた場合は、最寄りの陸運支局へ照会する等適切な処置を行うこと。
- 3. 設備等が取り外されている場合は、道路運送車両法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける必要があること。

参照 自動車特定整備事業·業務資料

- P143(1)自動車の用途等の区分について
- P151(2)キャンピング自動車の構造要件について
- P167(3)車いす移動車の構造要件について
- P172(4)構造等変更検査について
- その他の車両対応については下記URLへ

https://www.jidoushatouroku-

portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/inspect/index.html

15. 指定自動車整備事業者における不正行為の防止について

近運技整第512号 平成27年2月23日

近畿運輸局長

昨年来、近畿運輸局管内において、指定自動車整備事業者の極めて悪質な不正行為が続けて発生し、事業者の逮捕又は厳正な処分が行われたところである。具体的には、昨年2月、和歌山県の事業者が、保安基準に不適合の状態で車検手続きを行っていたことから逮捕され、さらに、昨年10月には、大阪府の指定自動車整備事業者が、いわゆるペーパー車検などの不正行為を行ったことから、車検を依頼した認証整備事業者とともに逮捕され、指定自動車整備事業の指定及び自動車分解整備事業の認証の取消しの処分となった。

特に、大阪府の指定自動車整備事業者については、当該事業場の自動車検査員が当該事業場以外において未認証事業を行うとともに、顧客からの依頼によりペーパー車検も行っていたが、これらの行為について、当該事業者の経営者は把握しておらず、社内の管理体制がずさんであったと言わざるを得ない。

指定整備事業における不正行為の防止については、従来から機会あるごとに指導してきたところであるが、このような極めて悪質な不正行為が発生したことは、自動車整備業界全体の社会的信用を失墜しかねないことに加え、指定整備制度、さらには自動車の検査制度の根幹をも揺るがしかねないものであり、誠に遺憾である。

今後、このような不正行為を防止するうえで、指定自動車整備事業者が適正に業務が遂行できる組織体制を構築し、不正行為を行わないことが当然であり、また、それ以外の事業者においてもこのような不正行為に関与することがないよう貴会傘下会員に対し、指導を再徹底されたい。

指定自動車整備事業者における不正行為の防止について

近運技整第567号 平成30年1月22日

近畿運輸局長

一昨年来より近畿運輸局管内において、指定整備事業者の極めて悪質な不正行為が立て続けに発生 し、事業者の逮捕等により厳正な処分が行われたところである。

具体的には、一昨年8月に大阪府下の事業者が、受託した車検手続きを全く行っていないにもかかわらず、使用者に対し必要な手続きが終わったと思い込ませ、結果として、無車検・無保険状態で使用させていたことにより逮捕され、また、昨年10月には大阪府下の事業者がいわゆるペーパー車検等の不正行為を行ったことから、車検依頼した自動車販売業者とともに逮捕された。

これら事業者に対しては、自動車分解整備事業の認証取消し及び指定自動車整備事業の指定取消し 並びに自動車検査員の解任命令の行政処分等を行ったところである。

このような極めて悪質な不正行為が発生したことは、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、 自動車検査に対する国民の信頼を損ないかねない状況にあり誠に遺憾である。

今後、このような不正行為を防止するため、貴会傘下会員に対して、適正に指定自動車整備事業の 運営を行うことを、また、自動車検査員に対しても、国民の安全・安心を守るいわゆるみなし公務員 として、責任の重い職務であることを再度認識させた上で、不正行為に関与することのないよう、研 修等のあらゆる機会をとらえ指導徹底されたい。

16. 指定自動車整備事業者の法令遵守体制の強化について

近運技管第 343 号 近運技整第 199 号 平成 21 年 1 月 7 日

近畿運輸局自動車技術安全部長

平素は、運輸行政に格段のご理解、ご協力を賜り、有難うございます。

さて、指定整備業務の適正な運営については、かねてから機会あるごとに注意を喚起し、指導してきたところですが、平成19年度は当局管内において29件の指定整備工場の処分を行いました。かかる違反行為については、自動車の安全確保及び公害の防止を阻害することのみならず、自動車整備業界全体に対する社会的信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

業態別に見ますと、29件中、22件が専業・兼業工場、7件がディーラー工場など他の事業を本業とする事業者の工場(以下「ディーラー系等工場」という。)となっており、件数上はディーラー系等工場の方が少ないものの、一事業者で複数の事業場を有していることから、ディーラー系等工場の方が一事業者当たりで見た場合の処分率は、専業事業者に比べ2.7倍となっています。

また、その違反の内容を見ると、ほとんどが検査員の知識不足、社内の管理体制の不備によるものであり、その原因としては、他の事業を本業とする事業者の経営トップは、当該本業の経営に忙殺されているため、指定整備工場における法令遵守については現場任せとなっており、事業者全体での法令遵守体制が確立していない場合があることが考えられます。

法令遵守は全ての事業者に通ずるところですが、特に社会的影響の大きいディーラー等、複数の事業場を有している事業者については、今後下記により「法又は指定規則の規定を遵守することが出来る体制を有すること」の確認を行うことといたしますので、貴傘下会員に対して周知するとともに、法令遵守体制の整備について指導方お願いいたします。

記

- 1. 複数の事業場を有している事業場から新規指定申請(廃止・新規を含む)があった際は、審査において、事業者として法令遵守体制が確立され、適切な運営を行うことができることを、次の各号ごとに確認する。
 - (1) 法令遵守に係る管理体制
 - (2) 検査・整備業務に関する担当役員の責任
 - (3) 法令遵守に係る指導・教育の状況
 - (4) 内部監査体制
- 2. 複数の事業場を有している事業者の保有する事業場に指定監査を行った際、必要に応じて記1. 各号に関する事項についても確認を行う。
- 3. 複数の事業場を有している事業者の保有する事業場が処分等を受けた場合、改善報告書を受理する際には、1. 各号に掲げる事項についても確認を行う。
- 4. 「複数の事業場を有している事業者」とは、法人又は個人を問わず、近畿運輸局管内に3以上の指定整備事業場を有する事業者とする。

17. 指定自動車整備事業に係る廃止新規申請の取扱いの徹底について

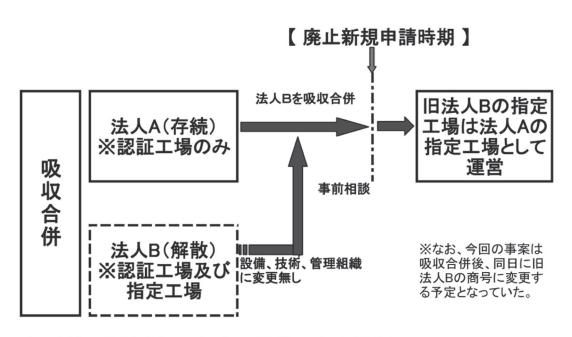
近運技整第 336 号 平成 22 年 2 月 25 日

近畿運輸局自動車技術安全部長

指定自動車整備事業の廃止新規申請の取扱いについては、機会あるごとに指導してきたところであるが、 今般、管内の自動車分解整備事業を有する会社が指定自動車整備事業を有する会社を吸収合併する際、引き続き指定自動車整備事業の運営を行うために必要となる廃止新規申請を行っていなかった事案が確認されました。

今回の事案は、指定自動車整備事業としての設備、技術及び管理組織に変更がなく、吸収合併後すぐに 旧事業者名に商号変更することから、廃止新規申請が不要であると誤解していたために発生した事案です。 貴会におかれても、傘下会員から廃止新規の相談等があった際には、経緯等についても十分な聴き取り を行い、適切な申請が行われるよう指導方お願いします。

今回の吸収合併に係る廃止新規フロー 【参考】



法人Aが法人Bを吸収合併し同時に法人Bは解散。両法人とも代表者は同じ。

18. 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

国自整第212号の3 令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。)における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、 令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。)によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第212号 令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。)における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。)によることとする。

また、本件については、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第212号の2 令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。)における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、了知願います。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、 令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。)によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び 関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

局長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するため のシステム(「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。)により申 請を行うこととする。
- ・ 特定記録等事務と特定変更記録事務の委託を同時に受けようとする者にあっては、特定記録等事務の委託を受ける運輸支局長と特定変更記録事務の委託を受けようとする代表運輸支局長が同一の場合に限り同時に申請することができるものとする。
- ・ 特定記録等事務の委託申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変 更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない軽自動車検査協会に対して申請を行うこと はできないものとする。

局長通達第5条第3項

・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の 委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータル サイトの様式に入力するものとする。

局長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト (以下「委託申請審査システム」という。) において行うものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨の申請があったときは、運輸支局長 は委託申請審査システムを通じて審査結果を共有するものとする。
- ・ 申請者に対して補正を求める場合、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 軽自動車検査協会より、申請の「差戻し」を受けた運輸支局長は、申請者に対して委託申 請審査システムを通じて「補正指示」を行うものとする。
- ・ 補正指示内容は申請者が登録したメールアドレスに通知され、当該通知を受けた申請者 は、運輸支局長に対してポータルサイトを通じて申請内容の補正を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は補正結果を軽自動車検査協会に委託申請審査システムを通じて共有するものとする。
- ・ 運輸支局長は、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

局長通達第6条第2項

・ 検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合に局長通達同条第1項の要件をすべて

満たしていると認めたときに軽自動車検査協会に対して行う通知は、委託申請審査システム を通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

局長通達第6条第3項

・ 局長通達第6条第1項(1) ウに該当する者であるかの問合せについて、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システムを通じて審査結果を共有することで回答に替えることができるものとする。なお、検査対象軽自動車のみの委託を受ける場合にあっては、その他適切な方法により回答するものとする。

局長通達第8条

- ・ 運輸支局長が申請を「承認」したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムにて 「通知」を行うことにより、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに 委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号 は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・ 運輸支局長は、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システム上で軽自動車検査協会の審査結果を確認し、審査結果が「承認」となった場合は委託申 請審査システムを通じて委託書を交付するものとする。
- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の 委託を受けている者から申請があった場合において、当該申請を受けた運輸支局長が申請を 承認したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者 に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第13条第2項及び第6項

・ 本省は、委託申請審査システムより運輸支局長が作成した特定記録等事務代行者に関する 記録を収集し、特定記録等事務代行者の名称及び住所等を本省が管理するホームページに掲 載することとする。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・ 変更申請があったときは、運輸支局長は局長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項 (2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・ 変更申請を承認したときは、運輸支局長は、委託申請審査システムに内容を登録し、当該 特定記録等事務代行者に承認内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第15条

・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするとき は、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。 ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしよう とするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当 該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないようにするものとする。

(附則)

局長通達第13条第2項及び第6項関係

・ 手続きをオンライン化するまでの間は、局長通達第13条第2項及び第6項の規定を達成するために本省は該当運輸支局長に対して、適宜該当する特定記録等事務代行者に関する記録の提出を求めるものとする。

19. 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

2022 軽検検第 196 号の 3 令和 4 年 12 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

軽自動車検査協会検査部長 (公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け2022軽検検第74号、以下「理事長通達」という。)における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、 令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け2022軽検検第75号、以下「書面申請通達」という。)によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに国土交通省自動車局整備課長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

理事長通達第5条第1項

- ・特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するための システム(「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。)により申請を 行うこととする。
- ・登録自動車に係る事務の委託を受けようとする者が運輸支局長等に対して申請を行う際は、 検査対象軽自動車に係る事務の委託を同時に申請することができるものとする(以下「同時 申請」という。)。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない 運輸支局長等に対して申請を行うことはできないものとする。

理事長通達第5条第3項

・既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は運輸支局長等から特定記録等事務の委託を 受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイト の様式に入力するものとする。

理事長通達第6条第1項

- ・審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト (以下「委託申請審査 システム」という。) において行うものとする。
- ・同時申請が行われた場合は、運輸支局長等から委託申請審査システムを通じて審査結果が共有される。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請者に対して補正を求める場合、委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を 行うものとする。
- ・同時申請において「補正指示」が必要な場合は、委託申請審査システムを通じて運輸支局長 等に「差戻し」するものとする。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請において、補正内容 を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は委託申請審査システムに内容を登 録し、申請者に対し、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメー ルを送付するものとする。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請については、申請者 から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について 委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うことと する。

理事長通達第6条第2項

・同時申請が行われた場合に理事長通達同条第1項の要件を全て満たしていると認めたときに 運輸支局長等に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をも ってこれに替えるものとする。

理事長通達第6条第3項

・同時申請が行われ運輸支局長等からの委託申請審査システムを通じた審査結果が共有された場合、同条第1項(1)ウに該当する者として取り扱うものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請にあっては、その他適切な方法により運輸支局長等へ問い合わせることとする。

理事長通達第8条

- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請がなされ、これを「承認」したときは、委託申請審査システムにて「通知」を行うとともに、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・既に運輸支局長等より特定記録等事務の委託を受けている者又は既に特定変更記録事務の委託を受けている者から申請があった場合において、これを「承認」したときは、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

理事長通達第13条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・変更申請があったときは、理事長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4) 及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・変更申請を承認したときは、委託申請審査システムに内容を登録し、当該記録等事務代行者 に変更承認書を交付するものとする。

理事長通達第14条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、 概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。
- ・当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

理事長通達第15条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から当該届 出を受理した場合は、届出者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登 録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者が入力 した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代 行アプリを使用することができないよう委託申請審査システムにおいて所要の措置を講じる ものとする。

(附則)

理事長通達第12条関係

・手続きをオンライン化するまでの間は、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を 受けている記録等事務代行者から施行規則第49条の13の規定による変更の申請があり承 認したとき、第49条の14の規定による変更の届出があったとき、第49条の15の規定 による廃止の届出があったとき又は第49条の16の規定による委託の解除を行ったときは、 理事長通達第12条第2項及び第3項の規定を達成するために、申請、届出又は解除を行った た特定記録等事務代行者の記録を国土交通省へ提出するものとする。

2022 軽検検第 196 号 令和 4 年 12 月 28 日

各事務所長 殿 各 支 所 長 殿 各 分 室 長 殿

検 査 部 長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け2022軽検検第74号、以下「理事長通達」という。)における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け2022軽検検第75号、以下「書面申請通達」という。)によることとする。

また、当該運用については、国土交通省自動車局整備課長、日本行政書士会連合会会長、一般 社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一 般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。

2022 軽検検第 196 号の 2 令和 4 年 12 月 28 日

国土交通省自動車局整備課長 殿

軽自動車検査協会検査部長 (公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け2022軽検検第74号、以下「理事長通達」という。)における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、報告いたします。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、 令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け2022軽検検第75号、以下「書面申請通達」という。)によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

20. 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

国自整第261号の3 令和7年3月24日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。)第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長 及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第209号令和4年12月26日

改正 国自整第261号 令和7年3月24日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)に基づく準備行為のため 定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け国自情第44号・ 国自整第50号、以下「局長通達」という。)第11条及び第12条に係る特定記録等事務 代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、以下のとおり運用することとす るので、留意されたい。

なお、本件については、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第209号の2 令和4年12月26日

改正 国自整第261号の2令和7年3月24日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」(令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。)第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部 長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

1. 検査標章の配付及び受領

- (1)特定記録等事務代行者は、運輸支局長から検査標章の配付を受けようとする場合において、記録等事務代行アプリの検査標章管理機能(以下「標章管理機能」という。)により、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局又は当該運輸支局に属する自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」という。)に検査標章の配付申請を行わなければならない。なお、特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請すること。
- (2)特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により(1)による配付申請が 困難な場合において、申請年月日、申請者名及び配付希望枚数等の必要事項を 記入した検査標章配付申請書兼受領書(別記様式1)を提出するとともに委託 書の写しを提示し、配付申請を行うことができる。
- (3) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から配付申請があった場合において、 遅滞なく、次に掲げるいずれかの希望枚数算出根拠に基づき配付希望枚数が適 切であるか審査し、特定記録等事務代行者に審査結果を通知する。

ただし、特定記録等事務代行者から、合理的と認められる理由に基づく配付希望枚数が示された場合は、当該理由に基づき試算した配付希望枚数として差し支えない。この場合において、前年度の実績の不存在又は事業規模の拡大等は合理的な理由として取扱う。

- イ 当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の特定記録等事務の業務量に1.1を乗じた値(100未満切り上げ)以下であること。ただし、直近3ヶ月の間に複数回の配付申請があった場合は、その配付枚数を考慮し算出した値とすることができる。
- ロ 当該記録等事務代行者に前回配付した検査標章の使用実績を3ヶ月間の 使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値(100未満切り上げ)以下であるこ と。
- (4)運輸支局長は、(3)の希望枚数算出根拠にかかわらず、検査標章の在庫状況 や当該記録等事務代行者の残枚数を考慮し、配付枚数を調整することができる こととする。また、特定記録等事務の委託を受けて初めての配付申請の際は、 希望枚数算出根拠にかかわらず、原則として配付枚数を100枚とする。
- (5) 特定記録等事務代行者は、配付申請が承認された場合において、申請先となる運輸支局等にて検査標章を受領することができる。

この場合において、検査標章を受領するために運輸支局等へ来庁した特定記録等事務代行者又は当該特定記録等事務代行者の使者(以下「検査標章受領者」という。)は、配付申請が承認された際に通知された配付申請受付番号を運輸支

局長に提示しなければならない。なお、配付申請受付番号の提示は、配付申請 受付番号を通知する電子メール(以下「配付申請受付番号通知メール」という。) の写し又は所定の事項を記載した検査標章受領書(別記様式2)の提出による こととする。

- (6) 運輸支局長は、検査標章受領者から配付申請受付番号通知メールの写し又は 検査標章受領書が提出された場合は、当該書面に、配付する検査標章の枚数及 び番号を記載し、検査標章受領者に確認を求めるものとする。また、検査標章 受領者は、受領した検査標章と当該書面の記載内容に相違がないことを確認し、 受領欄に記名しなければならない。
- (7)特定記録等事務代行者が(2)の配付申請により検査標章を受領する場合は、 (5)後段及び(6)にかかわらず、検査標章受領者は、検査標章の枚数及び 番号について確認の上、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名し なければならない。
- (8) 運輸支局長は検査標章を配付する場合において、委託申請審査システムによる配付登録を行い、検査標章授受出納簿(運輸支局用)に、配付する検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、配付登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。

2. 検査標章の管理等

- (1)特定記録等事務代行者は、標章管理機能による検査標章授受出納簿(事業者用)に、検査標章の出納状況を電子的に記録しなければならない。
- (2)特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、速やかに標章管理機能により受領登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に必要事項を記録しなければならない。なお、受領登録の際は、受領登録画面に表示された検査標章の番号と配付を受けた検査標章の番号を突合することとし、検査標章の番号が一致しない場合は、受領登録を取りやめ、直ちに検査標章の配付を受けた運輸支局等に架電等により報告し、運輸支局長の指示に従うこと。
- (3) 特定記録等事務責任者は、受領登録した検査標章について、事業場において 紛失又は恣難等がないように厳重に保管しなければならない。
- (4) 特定記録等事務代行者は、検査標章を使用者に交付した場合において、標章 管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者 用)に当該事項を記録しなければならない。
- (5)特定記録等事務代行者は、検査標章がき損又は不良であると確認した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に当該事項を記録しなければならない。なお、き損又は不良とした検査標章については、廃棄することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。

- (6)特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失した場合において、直ちに標章管理機能により、運輸支局長(特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特定記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会とする。)へ紛失届出を行うとともに、検査標章授受出納簿(事業者用)に当該事項を記録しなければならない。なお、紛失届出を行った検査標章を発見した場合は、廃棄又は再使用することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。
- (7)特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により(6)による紛失届出が 困難な場合において、直ちに運輸支局等(特定記録等事務の対象とする自動車 の範囲が検査対象軽自動車のみの特定記録等事務代行者においては、軽自動車 検査協会本部とする。)に架電等により報告するとともに、標章管理機能復旧 後、速やかに(6)による紛失届出を行うこと。
- (8)特定記録等事務代行者が特定記録等事務の業務をやめたとき又は委託の解除を受けたときは、速やかに運輸支局長に検査標章を返納しなければならない。この場合において、運輸支局長は、委託申請審査システムによる返納登録を行い、検査標章授受出納簿(運輸支局用)に、返納を受けた検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、返納登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。
- (9)運輸支局長は、(6)、(7)又は(8)により検査標章の返納を受けたときは、 さい断又はせん孔等の再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。た だし、検査標章の品質に係る不良を確認した場合は、本省自動車整備課へ報告 するとともに、必要に応じ当該検査標章を郵送等により送付すること。
- (10)運輸支局長は、(9)にかかわらず、返納を受けた検査標章が未使用かつ100枚の束である場合は、当該検査標章を廃棄することなく特定記録等事務代行者へ配付することができる。
- (11)運輸支局長は、検査標章授受出納簿(事業者用)を確認し、必要に応じて、 特定記録等事務代行者に対し、適切な検査標章の管理について指導することが できる。

3. 雑則

(1)運輸支局長は、特定記録等事務代行者に配付する検査標章を運輸支局等において交付する検査標章と別に管理し、月末時点の特定記録等事務代行者に配付する検査標章の残箱数を、翌月5業務日以内に本省自動車整備課に報告すること。なお、残箱数にあっては、4,000枚を1箱とし、端数を切り捨てた数とする。

また、この規定にかかわらず、本省自動車整備課は、必要に応じ、運輸支局 長に残箱数の報告を求めることができることとする。

(2) 検査標章授受出納簿(事業者用)及び検査標章授受出納簿(運輸支局用)の

記録事項は、当該記録がなされた日から3年を経過する日の属する年度の末日 まで保存しなければならない。

(3)運輸支局長は、検査標章受領者から提出のあった配付申請受付番号通知メールの写し、検査標章受領書又は検査標章配付申請書兼受領書を、運輸支局等において、提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

附則(令和7年3月24日 国自整第261号)

- 1. この取扱いについては、令和7年4月1日から施行する。
- 2. 令和7年3月31日以前に「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る 取扱いについて」(令和4年12月26日付け国自整第209号)に基づき特定記 録等事務代行者に配付された検査標章の管理については、なお従前の例による。
- 3. 1. (2) に係る別記様式1については、当分の間、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」(令和4年12月26日付け国自整第209号)の別記様式1に代えることができる。

21. 「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

国自整第210号の3 令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け国自整第52号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び 軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第210号 令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け国自整第52号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備 振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車 協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第210号の2 令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」(令和4年5月20日付け国自整第52号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び 関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。 卓

20 日付け国自整第 52

令和4年5月

特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について。 新旧対照表 令和4年5月20日国自整第52号)の一部を改正する通達

希望枚数 するものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委 事業場の所在地を 検査標章を受領した場合は、検査標章配付 の受領者氏名欄に記名しなければならな 事業場において紛失、盗難等がないように厳重に保管しなければ 特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領 希望枚数が当該事業場の前年度 1を乗じた値 (10 希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付し を超える場合 (直近3ヶ月の間に複数回申請があっ 特定記録等事務代行者は、檢查標章配付申請書兼受領書(別記様式3) 令和4年12月26 日付け国自整第210号 特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 希望枚数を配付する。 委託書の写し 検査標章を特定記録等事務代行者に配付する際は、 に必要事項を記入し 受領した検査標章の数量等を確認し (初回申請時を除く) 申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、 特定記録等事務代行等委託要領」の運用 その配付枚数を含めて判断するものとする。 託を受けている特定記録等事務代行者においては、 司時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1. 管轄する運輸支局長に提出しなければならない。 希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し 受けた運輸支局長に提出しなければならない。 (別記様式4) 書に記載の不備等がないか確認すること の耳」 この場合において、 (器) (事業者用) (事業者用) 局長通達第5条~局長通達第8条 特定記録等事務責任者は、 申請書兼受領書(別記様式) 特定記録等事務代行者は、 改正 び検査標章授受出納簿 に掲げる確認等を行う ないものとする。 0未満切り上げ) 査標章授受出納簿 軍齡支局長は、 に申請年月日、 局長通達第11条 ならない。 た場合は、 特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 特定記録等事務代行等委託要領」の運用 (盤) 華 局長通達第5条~局長通達第8条 (製) 局長通達第11条

算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。なお、 前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が 見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものと する。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮 し、調整することができる。

三 検査標章授受出納簿 (運輸支局用) (別記様式5) に必要事項を記入すること。

 運輸支局長は、自動車検査登録事務所において検査標章を特定記録等 事務代行者に配付することを妨げないものとする。この場合、配付の申 請を行う特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書を施 行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所 1か所に提出しなければならない。なお、検査対象軽自動車に係る特定 記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、 事業場の所在地を管轄する自動車検査登録事務所に提出しなければな らない。

 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちに、その 年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書(別記様式 6)に記入し、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局長に届け出なけ ればならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等 事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあっては、軽自動 車検査協会に届け出なければならない。

特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿 (事業者用)とともに保存し、印刷前の検査標章で不良のものがあった 場合は運輸支局長に返納しなければならない。

・ 運輸支局長は、提出があった検査標章配付申請書兼受領書を提出された た日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、本省に報告する必要がないと判断した検査標章については、運輸支局において適切に廃棄するものとする。

局長通達第12条

運輸支局長は、「自動車検査業務実施要領について(依命通達)(昭和36年11月25日付け自車第880号)」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿(運輸支局用)を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

局長通達第12条 (削除)

- 前項に規定する方法 かい 出 密 決 況 を ,́₩ Ш 0 自動車檢查容録事務所に対し 検査標章納入予定月の前月 報告させるれのとする
- 返納された検査標章の枚数を検査標章授受出納簿 運輸支局長は、 (運輸支局用)
- 検査標章授受出納簿 (事業 紛失等出納事由を明らかにさせ 者用)を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとし、 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、 受入れ、交付、き損、 成に当たっては、 るものとする
- を記録した日の属する年度の翌々年度の末日まで保存しなければなら (事業者用) 作成した検査標章授受出納簿 特定記録等事務代行者は、

局長通達第13条

令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務 委託番号、電話番号を別記様式7の報告様式に記載のうえ令和4年1 代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、 2月9日までに本省に報告するものとする。 運輸支局長は、

また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特 定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式 7により報告するものとする。

- する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日まで 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定 に本省に報告するものとする。
 - \forall 省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように 所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があ ったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、 を使用できるように本省において所要の作業を行う。

局長通達第14条

- 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするとき は、概ね30目前までに別記様式8により申請を行うものとする。
- 条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第 者に対し変更承認書 (別記様式9)を交付するものとする。

 Ω

局長通達第13条

令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務 代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、 委託番号、電話番号を別記様式3の報告様式に記載のうえ令和4年。 2月9日までに本省に報告するものとする。 運輸支局長は、

また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特

- する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日まで 定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定 3により報告するものとする。
 - 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本 省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように 所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があ ったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリ を使用できるように本省において所要の作業を行う。 に本省に報告するものとする。

局長通達第14条

- 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするとき は、概ね30日前までに別記様式4により申請を行うものとする。
- 条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5 者に対し変更承認書(別記様式5)を交付するものとする。

 局長通達第15条	特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式8により届出を行うものとする。	局長通達第16条 ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式 <u>10</u> により届出を行うものとする。	(添付資料1) ~ (添付資料2) (略) (別記様式1) ~ (別記様式2) (略) (別記様式3) ~ (別記様式6) (別記様式7) (別記様式8) (別記様式9)	
 局長通達第15条	特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式4により届出を行うものとする。	局長通達第16条 ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式 <u>6</u> により届出を行うものとする。	(添付資料1) ~ (添付資料2) (略)(別記様式1) ~ (別記様式2) (略)(別記様式3)(別記様式4)(別記様式5)(別記様式5)	(附則) 本改正規定は、令和4年12月27日から施行する。

22. 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査 システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

国 自 整 第 267 号 の 2 令 和 6 年 3 月 28 日 物流・自動車局自動車整備課長

令和6年10月1日より開始となるOBD検査の円滑な実施に向けて、機構が提供するOBD検査システムのID及びパスワード(以下「ID等」という)の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・ 設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
- 2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幇助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。

(なりすまし)

- ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合 (ID 等の不正使用の幇助)
- ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合

23. OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

国自基第221号 国自整第270号 令和6年3月28日 物流·自動車局 車両基準·国際課長 自動車整備課長

令和6年10月1日より開始となるOBD 検査の円滑な実施を図るため、(独) 自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBD 検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害によりOBD 検査用サーバーに接続してOBD 検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独) 自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に 定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2)「OBD 検査用サーバー」とは、(独) 自動車技術総合機構(以下「機構」という。)が法第74条の3の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4)「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

2. 特例措置の対象

2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象 (OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。)
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象 (以下「通信・電力障害」という。)
- (3) OBD 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によ

り OBD 検査用サーバーに接続できない (OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。) と機構が認める事象

2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない 事象
- (2) OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBD 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の要否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響(使用できないシステム、アプリの範囲等)
- (3) サーバー障害発生の日時(特定できない場合にはその旨)
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響(使用できないシステム、アプリの範囲等)
- (3) サーバー障害発生の期間 (特定できない場合にはその旨)
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-1-7. 国土交通省等への報告

機構は、3-1-4又は3-1-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、 沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2. 通信・電力障害

特例措置は、3-2-1に定める時点から3-2-2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-2-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

3-2-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生(障害発生の地域の限定を含む。)を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を 掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時(特定できる場合に限る)
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害からの復旧を認定するものとする。

3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域

- (3) 通信・電力障害発生の期間(特定できない場合にはその旨)
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所(以下「運輸支局等」という。)は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局(以下「運輸局等」という。)の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ 当該情報を報告するものとする。

3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4又は3-2-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、 沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、 3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①~④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替 手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する 時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生したことを確認できる 記録(別紙様式例を参照)(通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合 わせ履歴等)、特例措置を適用した日時を2年間保存しなければならない。

3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の(1)又は(2)のいずれかとする。

- (1) OBD 検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用 可能な期間として、機構が OBD 検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。
- (2) その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1(1)又は(2)の別に応じ、それぞれ以下の(1)又は(2)

のとおりとする。

- (1) 3-3-1 (1) の機構が定める期間の終了日時
- (2) 3-3-1 (2) の事象の終了を機構が認めた時点

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3. に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添 124 の 4. の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用 OBD の必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

○「OBD 検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況(点灯又は点滅していないこと)の確認結果を記載すること。

【記載例】:「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD 検査特例適用

確認日:令和●年●月●日○○時○○分テルテール点灯・点滅なし

○テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの(時 計等)を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

附則(令和6年3月28日付け国自基第221号、国自整第270号)

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

①特定 DTC 照会アプリが起動しない。

②特定 DTC 照会アプリにログインができない。 ③車両情報を手入力する際にエラーが発生する。 ④「検査要否確認」選択後にエラーは発生する。 ⑤OBD 検査の「実行」ができない。 上記事象が発生! いいえ しっかりと接続し、 [VCI の接続等確認] 再度やり直す 検査車両とスキャンツールはしっかりと接続されているか? いいえ PC、Wi-Fi 等の [接続状況の確認等] 事業場の PC、Wi-Fi 等に異常がないか? 異常を解消する はい いいえ(稼働していない) [機構 HP 又はコールセンターへ確認/サーバー障害] OBD 検査用サーバは正常に稼働しているか? はい(正常稼働している) [電気事業者へ確認/電力障害] 不通発生確認 事業場がある地域で停電が発生していないか? (停電によるインターネットの不通を疑う) はい(正常稼働している) [電気通信事業者へ確認/通信障害] 不通発生確認 事業場がある地域でインターネット通信の不通が発生していないか? はい(正常稼働している) 特例措置は適用できない 特例措置適用

事業場の通信機器の再確認を行う

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認する。

通信・電力障害発生時の確認記録

作成日:令和●年●月●日

●●自動車整備工場

- □ 通信・電力障害の発生を認識した日時 (記載例)
 - 令和●年●月●日 ●時●分
- □ 通信・電力障害の確認方法(記載例)
 - ■通信会社(●●株式会社)のホームページより確認
 - ■電力会社(●●株式会社)のコールセンターに確認
- □ 通信・電力障害の発生を確認した日時 (記載例)
 - 令和●年●月●日 ●時●分
- □ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名(記載例)
 - 国土 太郎 (自社自動車検査員)
 - 交通 次郎 (自社事務員)
- □ 通信会社・電力会社のホームページの写し(あれば添付)

障害時等の「特例措置

整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、 特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)を実施可能。 〇 OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、

榝 权

- OBD検査用サーバーの障害 Θ
- 通信障害·電力障害 (7)
- 整備工場の責でないと機構が認めた場合 OBD検査用サーバーのアップデートなど (m)
- アップデート時にエラーが発生した場合 4

対象外

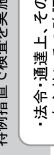
自社の保有する機器の障害

『OBD確認』を行う場合

自動車のOBDの不具合によるもの 検査用スキャンツール または

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断



特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない?

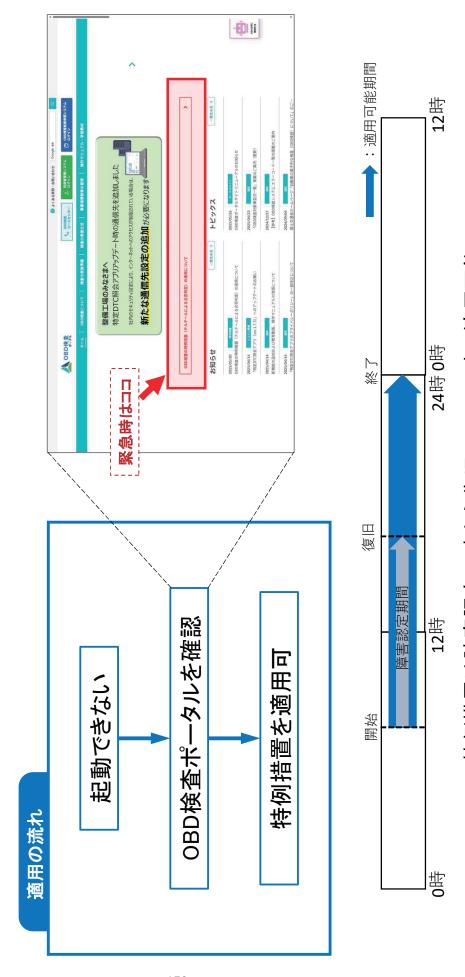
- ・法令・通達上、その必要はありません。・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。

恻 煙 (<u>(((</u>

- ①~③「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)
 - ④「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号)

パターン1機構による障害認定

①サーバー障害、②通信・電力障害



特例措置は障害認定日時から復旧日の24:00まで適用可能

作成日:令和●年●月●日 ●●自動車整備工場 を2年間保存 : 適用可能期間 別紙 (様式例) •確認記錄 •適用日時 □ 通信会社・電力会社のホームページの写し(あれば添付) 通信・電力障害発生時の確認記録 ・通信会社(●●株式会社)のホームページより確認 ・電力会社(●●株式会社)のコールセンターに確認 □ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名 □ 通信・電力障害の発生を認識した日時 □ 通信・電力障害の発生を確認した日時 (自社自動車検査員) (自社事務員) · 令和●年●月●日 ●時●分 · 令和●年●月●日 ●時●分 □ 通信・電力障害の確認方法 ·国土 太郎 ·交通 次郎 (記載例) (記載例) (記載例) 終了 パターン2 整備工場による判断 須田 障害発生期間 ②通信-電力障害(の場合のみ) /電力会社に確認 特例措置を適用可 起動できない 開始 通信会社/ 適用の流れ

特例措置は障害発生を確認してから障害発生日の24:00まで適用可能

12時

24時 0時

12時

金

OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について (6月28日 ~ 29日) 機器による検査に代え、異常を示すデルデールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより適合と判断することができます。 (特例指置の扱いは「OBD確認」には適用されません。) 適用可能期間はココ 検査の実施方法 事業場情報等の管理 指定工場においてシステム停止中にOBD検査を実施する場合は、国土交通省通達(※)に基づき特例措置を適用願います。 OBD検査システムが停止している間は、特定DTC照会アプリや各システムのご利用、事業場ID申請ができません。 以下の日時において、システムメンテナンス作業のためOBD検査システムを停止いたします。 ※作業終了時刻が遅れた場合はOBD検査ポータルにて適用日時の変更をお知らせします。 検査の実施準備 大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。 一覧をみる> OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について(6月28日~29 ※作業終了時刻が早まっても上記期間までは適用が可能です。 令和7年6月28日(土) 21:00~6月29日(日) 6:00 ※作業状況により終了時間が前後する場合がございます。 ※作業が完了しましたら、OBD検査ポータルでお知らせしま 6月28日(土) 21:00~6月29日(日) 6:00 【システムメンテナンス予定日時】 [OBD検査の特例措置] ● OBD検査 #-9ル 【特例措置適用日時】 ■ 2025年6月13日 お知らせ 2025/06/13 パターン3機構が認めた期間のみ ③0BD検査用サーバーのアップデートなど ポータルを確認 OBD検査 特例措置を適用可 起動できない 整備工場の責でないもの コープセンダー 適用の流れ に確認 -174-



終了

開始

特例措置は機構が認めた期間のみ適用可能

パターン4 特例番号受領

4)アップデートエラー時の特例

- 利用者端末の環境により特定DTC照会アプリのアップデート失敗によりOBD検査が実施できない場合についても、 特例措置の対象に該当。 0
- 事象が発生した事業場からOBD検査コールセンターに連絡していただき、コールセンターにより次のとおり対応。 ▶特例措置が可能であることを説明する 0
- 連絡者から特例措置で検査をする意思が確認されたら「特例番号」を付与する

付与状況(事業場名)を 機構から国土交通省に報告

受領した特例番号により、特例措置にて検査を実施し、**特例番号を指定整備記録簿に記録**。 0



特例番号受領の考え方

解消しない場合に限らない

- **解消するかしないかわからない段階で受領**できる。 受領後、**解消したかどうかの連絡をする必要はない**。

受領の要否は事業者の意思による

- 事業場が、解消前にOBD検査を実施する可能性がある等、 **受領の意思があれば、**コールセンターは付与する。
 - 受領後に、実際に特例番号によりOBD検査を実施するか どうかも、事業場が判断する。
 - 結果、事業者が受領した特例番号を**使用しなくても、** コールセンターへの連絡は不要。

[OBD確認] は対象外

- 対象とするのは法令で実施が必須である<u>[OBD検査]のみ</u>。
 - つまり、付与の対象は<mark>指定工場のみ、</mark>認証工場は対象外。

有効期間は当日中

- 特例番号でOBD検査を実施できるのは受領した当日限り。 (当日中は、1つの特例番号で複数台の実施が可。)
 - 翌日以降も同じ状況が続く場合、再度受領する。

検査後に受領することも可

事業者は、コールセンター対応時間外にこの状況になった場合、 先に検査を実施し、翌日に受領することも認められる。

「特例措置」適用時の記録

記録方法

- □ 指定整備記録簿に次のことを記載。
- ・『OBD検査結果』欄の「良」に<u>O印</u>を記載
- 『走行テスト等の方法と結果』欄に<u>テルテール点灯状況</u>(<u>点灯又は点滅していないこと)の確認結果</u>を記載(※④アップデートエラーの場合は特例番号も併せて記載)

この際、<u>撮影日時</u>がわかるもの(時計等)を当該写真又は動画内にあわせて記録しておく。 □ テルテールの点灯状況について<u>写真又は動画</u>で記録。

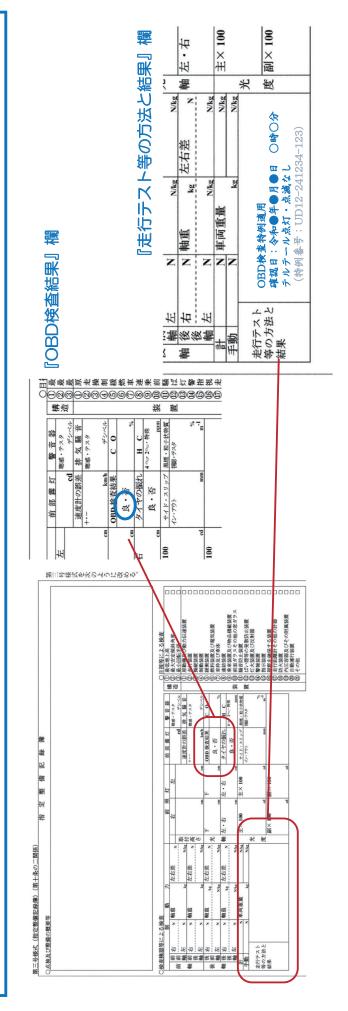
(特例番号: UD12-241234-123) ← ※(4アップデー) (特例番号: UD12-241234-123) ← エラーの場合

○○時○○分

確認日:令和●年●月●日 テルテール点灯・点滅なし

OBD検查特例適用

【記載例】:『走行テスト等の方法と結果』欄



24. 自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について

国自整第278号 令和6年3月28日 物流・自動車局 自動車整備課長

令和6年10月1日より開始となるOBD検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等がOBD検査及びOBD確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)並びに道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)及び指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号。以下「事業規則」という。)並びに独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条第1項に規定する事務規程(以下「審査事務規程」という。)に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者、同法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者、同法第95条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第8号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第3条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2)「認証工場」とは、車両法第78条第1項の認証を受けた事業場(対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。)をいう。
- (3)「指定工場」とは、車両法第94条の2第1項の指定を受けた事業場(対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。)をいう。
- (4)「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5)「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設(検査用スキャンツールを備えるものに限る。)をいう。
- (6)「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7)「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第74条の3の審査用技術情報管理事務の実施のた

めに管理する電子情報処理組織をいう。

- (8)「OBD 検査」とは、車両法第74条の2第1項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第74条の3第1項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第94条の5第4項に基づき自動車検査員が行う検査において、細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること(OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。)

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、 その整備を当該事業場の責任で行い(整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。)、必要に応 じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。 以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

- (1) 事業場登録について
 - 3. (1) の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。
 - 3. (2) の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。
 - 3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。
- (2)自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について OBD 検査システム

において、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD 確認モード	認証工場	工員
認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は 行った車両について、基準に適合するかどうかを確認するための	振興会等施設	振興会等職員
機能 (※1)	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について基準に適合するかどうかを証明するための機能(※ 2)	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、 自動車特定整備事業者は車両法第91条の3の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあっては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第94条の5第4項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施 しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第2条第1項第2号リに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて(平成9年2月20日付自整第23号)」に基づき検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査 用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを 使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の 適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。
- (5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、借用する検

査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。

② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を 遵守しなければならない。

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、 速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(令和6年3月28日付け国自整第267号)」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。) に おいて基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等に おける基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等(定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。 以下同じ。) を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を 記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しな いこと (替え玉の禁止)。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
 - ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準 適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査まで の間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備

又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない(検査の合理化)。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

(2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、 審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の5日前までにOBD 検査又はOBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構のOBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該OBD 検査又はOBD 確認の結果を参考にOBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員がOBD 検査用サーバーに記録されたOBD 検査又はOBD 確認の結果を参照することにより、機構等におけるOBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査(抜取検査)を実施することがある。

附則 (令和6年3月28日付け国自整第278号)

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

							貸出事業場名	3
借用設備の使用管理台帳								
	日付	時間	検査用スキャン ツールの メーカー・型式	検査車両の登録 (車両)番号 又は車台番号	借用 事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備考
記載例	R6.1.29	12:00		国土3002	物流・自動 車整備工場			

25. 運転席のドアを開けた状態で OBD 検査が実施できない車両について (注意喚起)

事 務 連 絡 令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流·自動車局 自動車整備課 検査班長 事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について(注意喚起)

OBD検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態(READYの状態))で行うこととされております。

今般、OBD検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態(READY OFFの状態)となり、OBD検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のOBD検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態(READYの状態)を維持し、OBD検査を 正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長、各地 方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備 (・保安) 課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課 長に通知したことを申し添えます。

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車種 (令和6年9月末時点)

1. BMW/MINI

1-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式のうち電気自動車、ハイブリッド自動車の全て。

- 1-2. 該当車種における仕様
 - 1-1. の車種において、運転席のドアを開けると自動的にエンジン停止(READY OFF) 状態となる。
- 1-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法 以下のいずれかに示す状態であれば、1-2. の仕様を回避してアイドリング状態(READ Yの状態)を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。
 - ① 運転席のドアを閉めた状態
 - ② 以下の手順を実施した状態
 - イ)車室内に有効なリモートコントロールキーがある状態で、運転席のドアを開ける。
 - ロ) ブレーキを操作しない状態で、スタート/ストップボタンを 0.8 秒以内に3回押し、診断モードにする。
 - ※1 診断モードに入ると、メーター内に「診断モードが有効です」と短時間表示される。(ハイブリッドモデルでは、エンジン警告灯が点灯する場合がある。)
 - ※2 診断モードを終了する場合は、スタート/ストップボタンを押す、又は運転席のドア を閉じる。(後者では診断モードが終了しないモデルもある。)
- 2. メルセデス・ベンツ
 - 2-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式の全て。

- 2-2. 該当車種における仕様
 - 2-1. の車種において、運転席のシートベルトを非装着状態かつ運転席のドアを開けた状態で3分または20分(型式・年式によって仕様が異なる)経過すると、自動的にエンジン停止(READYOFF)状態となる。
 - ※ 当該仕様によりエンジン停止 (READY OFF) 状態となる前に、インストルメント・クラスタ上にその旨が表示される。
- 2-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下に示す状態であれば、2-2. の仕様を回避してアイドリング状態(READYの状態)を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

- ① 運転席のドアを閉めた状態
- ② 運転席のシートベルトを締めた状態 (着座しているかどうかは問わない)

26. 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

国自整第279号令和2年2月6日自動車局整備課長

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

ついては、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」(平成14年7月1日付け国自整第63号)によるほか、別紙のとおり「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別紙

電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領

1. 構内外注について

電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者(以下「特定整備事業者」という。)の事業場において、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業(以下「構内外注」という。)については、次に掲げる条件を満たす場合にあっては、当該特定整備事業者が行った作業とみなす。この場合において、構内外注の作業員は、他の事業者の従業員であるが、当該事業者については、自動車特定整備事業の認証の取得の有無は問わない。

- (1) 構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること
- (2) 特定整備事業者は、「特定整備記録簿の記載要領について」(令和2年2月6日付け国自整第278号)に基づき、特定整備記録簿に構内外注した旨を記載し、その写しを使用者に交付すること

2. 外注(一部又は全部)について

これまでも、使用者から整備の依頼を受けた分解整備事業者が、他の分解整備事業者に対し、整備作業を委託(以下「外注」という。)することが認められている。

新たに特定整備の対象となった電子制御装置整備においても、その作業の一部又は全部を他の特定整備事業者に外注する事業形態が想定されるため、電子制御装置整備の一部又は全部を外注する場合は、使用者に対し電子制御装置整備の作業責任が明確となるよう、次のとおり取り扱うこと。

この場合において、いわゆる入庫から電子制御装置整備に係る作業の実施、管理を行い、特定整備記録簿の記載をするまでの一連の全ての作業を他の特定整備事業者に外注することを全部外注といい、全部外注を除き、自らの管理の下、その作業の一部を他の特定整備事業者に外注することを一部外注という。

(1) 特定整備事業者から他の特定整備事業者に全部外注する場合 電子制御装置整備の作業の責任は外注先の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注 先の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者を経 由するなどして使用者に対して交付することとなる。

なお、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であって、法第94条の5第1項 又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適 合証を交付するときは、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)第6条第1項各 号に掲げる点検の結果、必要となった整備を実施する必要があることから、電子制御装置整備を 全部外注することはできない。

(2) 特定整備事業者から他の特定整備事業者に一部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注元の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注 元の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者が使 用者に対して交付することとなる。

また、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であっても、作業の責任は外注元の指定自動車整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の指定自動車整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付することとなる。なお、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」(平成14年7月1日付け国自整第63号。以下「指導要領通達」という。)第2節2. によるほか、別添「指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い」により取り扱うこと。

附則(令和2年2月6日 国自整第279号)

本規定は、令和2年4月1日から施行する。

別添

指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い

1. 外注することができる指定自動車整備事業者

指定自動車整備事業者が、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部外注することができる。この場合において、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

2. 次に掲げる手順を参考に当該事項を遵守すること。

(人におりの1)所で多うにコ欧事気で使りすること。				
指導要領通達の項目 (括弧内は指導要領通達の該当する規定番号)	エーミング作業を一部外注する場合の例			
① 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断 等により必要となる電子制御装置整備内容を 把握すること(第2節2.①)	不具合を示す警告灯を確認した場合に、故障のあったときの不具合の症状や状況などを使用者に問診を行い、スキャンツールで故障コード (DTC) を読み取るなど、故障内容を確認するほか、前方の状況等を検知するためのカメラの外観上の不具合や明らかなズレがないことの確認、その他車両の外観上から不具合につながる可能性の故障がないかの確認 (原因究明) を行う。			
② ①で把握した必要な整備箇所について、他 の自動車特定整備事業者に対して作業指示を 行うこと(第2節2.②)	原因究明した結果を作業依頼書に記載するなど、外注する 他の特定整備事業者に作業依頼する。			
③ ②の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、②の整備の適切性等を確認すること。(第2節2.③)	電子制御装置整備後に、整備作業の実施内容を記載した書面(作業実施書等)を外注する他の特定整備事業者に求め、特定整備事業者から作業完了した車両について、依頼した作業が適切に実施されていることを作業実施書等及び当該車両を用いて確認するとともに、スキャンツールを用いて、他のDTCが出ていないか、作業指示した内容以外に不具合の発生の有無を確認するなどとともに、整備作業のできばえを確認する。この場合において、作業実施書等は整備作業の内容によっては、外注先の特定整備事業者が記載する特定整備記録簿の写しでも差し支えない。			
④ ③の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること (第2節2. ④)	③の確認を行い、適切であったと認められるときは、「指定整備記録簿の記載要領について」(平成7年3月27日付け国自整第67号)を参考に指定整備記録簿に作業実施書等に記載されている内容をもとに作業内容等を記載し、指定整備記録簿と作業実施書を併せ持ち、指定整備記録簿の記載の日から2年間保管する。			